

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集の結果（団体）

提出順	提出者又は提出団体名	
1	日高川町	1頁
2	一宮商工会議所	2頁
3	南魚沼市	3頁
4	三笠市商工会	4頁
5	岩倉市商工会	5頁
6	全国中小企業団体中央会	6頁
7	美唄商工会議所	7頁
8	稲沢商工会議所	8頁
9	岩見沢商工会議所	9頁
10	薩摩川内市商工会	10頁
11	津南町	11頁
12	夕張商工会議所	12頁
13	飯南町	13頁
14	日本商工会議所	15頁
15	津島商工会議所	16頁
16	阿寒町商工会	17頁
17	全国銀行員組合連合会議	20頁
18	豊根村	21頁
19	飯館村	22頁
20	全国郵便局長会	23頁
21	睦沢町	25頁
22	犬山商工会議所	26頁
23	会津美里町	27頁
24	龍ヶ崎市	28頁
25	山江村	29頁
26	日本郵政グループ労働組合	30頁
27	一般財団法人日本郵政退職者連盟	31頁
28	一宮市	33頁
29	宮津商工会議所	34頁
30	標茶町商工会	35頁
31	全国生命保険労働組合連合会	37頁
32	立川商工会議所	39頁
33	舞鶴商工会議所	40頁
34	全国簡易郵便局連合会	41頁
35	全国共済農業協同組合連合会	43頁

36	一般社団法人生命保険協会	45頁
37	郵政産業労働者ユニオン中央執行委員会	48頁
38	浜中町	53頁
39	いちき串木野市	54頁
40	綾部商工会議所	55頁
41	在日米国商工会議所	56頁
42	一般社団法人全国信用金庫協会	57頁
43	一般社団法人全国銀行協会	60頁
44	一般社団法人全国地方銀行協会	63頁
45	JAバンク JF マリンバンク 農林中央金庫	65頁
46	一般社団法人信託協会	67頁
47	一般社団法人第二地方銀行協会	69頁
48	一般社団法人全国信用組合中央協会	72頁
49	桜井市商工会	74頁
50	七尾商工会議所	75頁
51	東京商工会議所	76頁

意見書

平成27年7月22日

郵政民営化委員会事務局 殿

〒649-1324

和歌山県日高郡日高川町土生

日高川町長

市木 久

(連絡先)

今後の郵政民営化推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

記

日高川町の現状は過疎高齢化が進み一人暮らしのお年寄りが増えつつあります。そのような中、郵便局と交わした高齢者の見守り協定は、配達途上で一人暮らしの高齢者のお宅で異変が感じられた場合、いち早く町役場に情報をお寄せいただくことは大変ありがたいことです。

また、地方創生が叫ばれている今、地域振興を考えていくうえで、郵便局は地域になくてはならない存在です。

住民にとって郵便局は親しみやすく、信頼の厚い一番身近な金融機関ですが、ただ貯金や保険の限度額が超過すると、わざわざ遠くの金融機関まで預けに出向かなければならないと聞きます。このことは高齢者の方々にとって大変負担であり、またご自宅で現金を保管するとなると安全面でも問題があります。

今後、日本郵政・ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式を上場売却し、東日本大震災の復興財源に充てる予定など、日本郵政グループの株式は、まさに国民の財産です。しかし、限度額等の制約がある以上、経営がうまくいくのか心配であり、企業価値が高まらなければ株価は上がらないと思います。

よって、経営基盤を確立し今後も全国的にユニバーサルサービスを展開していただくためにも貯金、かんぽ生命の限度額の引き上げは、是非とも必要だと思われま

意見書

平成 27 年 7 月 23 日

郵政民営化委員会事務局 御中

〒491-8686

愛知県一宮市栄4丁目2番1号

一宮商工会議所

連絡先 一宮商工会議所 原 正則

TEL

FAX

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

○ 地域の中小企業や個人事業主の健全な発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠であります。今後の郵政民営化に関する検討を行うにあたっては、地域金融システムに悪影響を与えることのないよう、慎重なご検討を行っていただきたく存じます。

○ ゆうちょ銀行は、投資銀行業務や、民間金融機関と強調したビジネスモデルの構築などにより、地域に貢献できる方法をご検討いただきたく存じます。

以上、よろしくお願いたします。

[様式]

意見書

平成27年7月27日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 949-6680

住所 新潟県南魚沼市六日町 180-1

提出者名

南魚沼市長

井口 一郎

連絡先

提出意見

ゆうちょ、かんぽの利用額の上限を撤廃して欲しい、又は引き上げて欲しい。

- ・預金先の分散を避けるために、上限額のない郵便局以外の金融機関を選択することを余儀なくされている。
- ・上限額オーバー分については、わざわざ遠くの銀行まで赴くことになるが、高齢者には負担である。

高齢者には、郵便局に出向くこともままならないので、民営化前のように外務員による金融サービスを展開して欲しい。

また、農協や信金・信組の店舗が撤退している地域では、郵便局において預貯金等の取扱いをして欲しい。

限度額引き上げ、ローン、相続など一般の金融機関並みのサービスを提供して欲しい。

過疎化・高齢化が進む地域においては、郵便局が郵政事業のみならず、安心（見守りなど）、安全（防災など）、交流（コミュニティ活動など）の地域の拠点としての活動を展開して欲しい。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

平成27年7月27日

郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 御中

北海道 三笠市商工会
会長 荒井孝治
(公印省略)

今後の郵政民営化に係る意見書の提出について

大暑の候、貴会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について次により意見書の提出をいたします。よろしくお願い申し上げます。

記

意見書

- 地域の中小企業や個人の健全な発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠である。今後の郵政民営化に関する検討を行うにあたっては、地域金融システムに悪影響を与えることのないよう、特にゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや新規業務の参入等については、慎重に検討を行っていただきたい。

[様式]

意見書

平成27年 7月27日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 482-0042

住所

愛知県岩倉市中本町西出口

31番地1

提出者名

岩倉市商工会

会長 山田幹夫

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

記

私ども商工会は、地域の総合経済団体として、地域小規模事業者の経営支援のための事業を中心に、地域経済発展のため各種事業を実施しているところであります。

地域の中小企業や個人の健全な発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠であります。今後の郵政民営化に関する検討を行うにあたっては、地域金融システムに悪影響を与えることのないよう、特にゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや新規業務の参入等については、慎重に検討を行っていただきたい。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

意見書

平成27年7月27日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 104-0033
住所 東京都中央区新川1-26-19
提出者名 全国中小企業団体中央会
会長 大村 功作
連絡先 

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、下記のとおり意見を提出します。

記

本会は、昨年10月に全国の中小企業団体の代表者約2千名が参加して開催した第66回中小企業団体全国大会において、「ゆうちょ銀行の業務拡大に係る十分な配慮と必要な措置を講じること」との決議を行っているところです。

今秋にも、日本郵政グループ3社の株式上場が予定されておりますが、政府保有株式の売却スケジュールなど郵政民営化の道筋は示されておられません。このような、政府保有株式の維持など公平な市場競争環境が整備されない中で、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや貸出業務への進出等業務範囲の拡大が行われることは、信用組合をはじめとする地域金融機関にとって大きな脅威となります。

また、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや業務拡大は信用組合等の地域金融機関の経営に重大な影響を与え、ひいては中小企業、小規模事業者への円滑な資金供給に支障を来すことも懸念されます。

このような現状に鑑み、郵政民営化の推進に当たっては、現下の重要課題である地域創生に取り組む信用組合等の地域金融機関に無用の混乱を来さぬよう慎重に対応するよう要望します。

[様式]

意見書

平成27年7月28日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 072-0025

住所

北海道美唄市西二条南二丁目1番1号

提出者名

美唄商工会議所会頭

岸本 邦宏

連絡先

提出意見

地域の中小企業や個人の健全な発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠である。今後の郵政民営化に関する検討を行うにあたっては、地域金融システムに悪影響を与えることのないよう、特にゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや新規業務の参入等については、慎重に検討を行っていただきたい。

また、ゆうちょ銀行は、投資銀行業務や、民間金融機関と強調したビジネスモデルの構築などにより、地域に貢献できる方法を検討すべきと考える。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

郵政民営化推進に対する懸念

平成 27 年 7 月 28 日

稲沢商工会議所 会頭
久納 昇辰

1. ゆうちょ銀行

一般の人に馴染みが深く、預金をするという立場からは、信用力が高く貯金の上限が撤廃されれば、地元の、特に信用金庫にとってお客を奪われる脅威となり得る。

また融資についての事業を新規に始めるにあたり、地元企業の与信力について不安が残る中業務を進めることになり、地元の金融機関との間でのトラブルが懸念される。

一時的には、中小零細企業にとって、メリットがある様にみえるかもしれないが、将来にわたっての金融業界の混乱がデメリットにならないかが懸念される。

2. かんぽ生命

手軽な生命保険会社というイメージが強いが、医師の審査なしで加入することができるメリットが経営基盤を脅かさないかが懸念事項。

また保険の種類・幅を増やすことにより、他の保険会社と併用しないと万一の際の保障に不安が残るラインアップを見直すとともに、地元に着した生命保険会社であり続けていただきたい。そのためには、資金運用力も向上させるだけの早期人材育成を望む。

3. 郵便局

郵便局の強みであるユニバーサルサービスが、営利を目的とした民営化を進めると、難しくなる懸念がある。地域社会と一体となったサービスを行っていくことも、都市部中心の考えに支配され、地方切り捨てにつながらないか懸念される。

地域に広く築いた郵便局としてのネットワークを活かし、既存の物流企業との競合を避けられる事業形態を目指して欲しい。

守られた中で企業運営を行ってきた郵便局事業を民営化するにあたっては、慎重の上にも慎重に各事業を検討してから展開して欲しい。

また事前に地域の商工業者(地元金融機関・物流会社も含む)に対してしっかりと説明及びヒアリングを行っていただきたい。

以上

[様式]

意見書

平成27年7月28日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 068-0021

住所

北海道岩見沢市一条西一丁目

提出者名

岩見沢商工会議所

連絡先

提出意見

この度の「ゆうちょ銀行」の預金限度額の引き上げや新規業務の参入などについては反対である。

そもそも、郵政民営化の本来の目的は、肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し民間市場への資金還流を通じて国民経済の健全な発展を促すことであった。

さらに、改正郵政民営化法の付帯意見では株式全部処分し完全民営化を目指すこととなっていた。しかし、政府関与がいまだに残り、民間金融機関との公正な競争が確保されていない中、この度の預金限度額の引き上げ等は、民間金融機関、特に、地域金融機関の経営に大きな影響を与えることが懸念される。

地域金融機関は、地域の中小企業への円滑な資金供給と言う重要な役割を担っており、資金調達力の低下は、地域の経済にとって重大な影響を及ぼすこととなり反対である。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

平成27年7月28日

郵政民営化委員会事務局 様

郵便番号 895-1401

住所

鹿児島県薩摩川内市入来町副田

5950-27

提出者

薩摩川内市商工会 会長 今藤 尚一

連絡先

TEL

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

意見書

- 1 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の利用限度額の撤廃を強く要望します。
薩摩川内市は離島や山間僻地を抱えており、郵便局しか利用できない市民も多くいるので、現行の1000万円では、退職金さえ入金できない状況が発生しています。当面は2000万円の利用限度額に増額してほしい。
そして、早い機会に限度額を撤廃してほしいと考えています。
- 2 ゆうちょ銀行による貸付業務を行い、郵便局で貸付業務ができるように要望します。
銀行等の貸付機能が使えない地域等があり、ぜひ郵便局で貸付業務ができるようにしてもらい、利用者の利便性を高めてほしいからです。
- 3 高齢者サービスのために、政府はスムーズな限度額引き上げの手続きを行い、郵便局の利便性を高めるようにしてほしい。



意見書

平成27年7月28日

郵政民営化委員会事務局 御中

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番

津南町長 上村憲

TEL

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

- 1 ゆうちよ、かんぽの利用額の上限を撤廃してほしい。

理由

- ・上限額があるために郵便局を利用したくても利用できない。
- ・預金先の分散を避けるために、上限額のない他の金融機関を選択しなければならない。
- ・他の金融機関と同等の扱いをすべきである。

- 2 過疎化・高齢化が進んでいる地域においては、郵便局が郵政事業のみならず、見守りや防災に気を配るなど行政と連携しながら事業展開ができる仕組みを構築してほしい。

意見書

平成 27 年 7 月 29 日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 068-0403
住所 北海道夕張市本町 4 丁目 38

提出者名 夕張商工会議所
会頭 澤田 宏一

連絡先 XXXXXXXXXX

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

夕張市は、炭鉱の町として栄えてきました。明治から昭和へと地域の沢ごとに炭鉱がおかれ町も形成されました。各地区の人口が増加し、昭和 30 年代には夕張市の人口が 12 万人となりました。

平成に入り最後に残った炭鉱も閉山となり、その後は人口の流出がおり、平成 19 年の市の破綻がさらに追い打ちとなり、現在 1 万人を切って高齢者率も 45% 以上となっております。過疎地域となり金融機関である銀行も保険会社も殆ど撤退を余儀なくされ、各地区に郵便局だけが残り地域住民にとっての安全安心の心の拠り所となっております。

そのなか、もう数年も前に民営化された郵便局の貯金およびかんぽの利用上限額が未だに残っているのはおかしいのではないのでしょうか。他の金融機関と同等にすべきではないのでしょうか。地方の高齢者にとっては、上限額のない郵便局以外の金融機関を選択することを余儀なくされ、ましてやわざわざ遠くの銀行まで赴くことになり大きな負担となっております。

地方での地域住民の利便性を考えていただき、他の金融機関と同様に限度額の撤廃をお願いします。

また、今年 6 月「夕張市廃校活用提案事業」により日本で初めて小学校の廃校を活用して沼ノ沢郵便局が移転開局されました。地域のために郵便局が取り組んでいることに感謝しております。

現在政府が進めている「地方創生」の将来像に、郵便局は欠かせない存在だと感じております。是非とも郵便局を活かすようお願いいたします。

最後に、日本が元気になる。日本が強くなる。そのためには、地方で暮らす住民が安心して暮らせる地域社会を創っていかねば成らないと思います。それには、全国各地にある郵便局のネットワークを活用して地方を活性化させていくべきと考えます。

[様式]

意見書

平成 27 年 7 月 29 日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 690-3513

住所 島根県飯石郡飯南町下赤名890
飯南町役場

提出者名 飯南町長 山崎 英樹

連絡先



今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

民営化によって郵便局サービスの自由度が増すことにより、日本全国津々浦々にある郵便局のネットワークを生かした民営化後のユニバーサルサービス向上等に、我々自治体はもちろん国民も大きな期待を持ったが、もともと郵便・貯金・保険の三事業一体で進められてきた今までの郵便局のサービスが必ずしも向上したとは思えない。むしろ分社化されたことにより、郵便事業に従事している職員が貯金・保険を取扱えなくなるなど様々な制約の中で、後退したと言っても過言ではない。

昨年の改正郵政民営化法により郵便局会社と郵便事業会社が統合され日本郵便株式会社となったが、これからも全国の郵便局のネットワークが維持され、とりわけ採算性の低い地方の郵便局でユニバーサルサービスを充実・向上させ盤石なものとするためには、貯金、保険を含めた三事業一体の組織もしくは貯金・保険会社からの安定的な事業料収入による事業の継続・発展が求められる。

日本郵政グループの株式上場はあくまで国民・住民サービス向上の為に行われるべきもので、そのためには手かせ・足かせとなっている日本郵政グループのゆうちょ・かんぽの限度額は、早期に引き上げるか撤廃すべきと考える。

飯南町において、平成になり実施された民間金融機関の撤退等で地域住民の経済的、時間的な負担は大きくなった。特に車をもたない高齢者にとっては、利用している金融機関にバスやタクシーを利用し半日もかかるなど経済的、時間的な負担は計り知れない。

地域住民が金融機関に求めておられることは、出来るだけ身近にあり安心して自分のお金を預けられることだと考える。その意味でも飯南町内では5局の郵便局が簡易郵便局も含めそれぞれの地域で金融機関として限度額という大きな制約がある中でも窓口業務はもちろん主要な郵便業務も含めユニバーサルサービスの維持によく努めていると考える。

現在飯南町として、金融機関撤退の一要因となった人口減少について、町民をはじめ産業界や教育機関、金融機関、労働者及びメディア等に参画していただき「飯南町まち・ひと・しごと推進会議」を設置し、人口減少対策に関する施策の検討を行い、今年9月を目途に「飯南町人口ビジョン」及び「飯南町版総合戦略」を策定中である。基本目標の一つには、「地方における安定した雇用を創出する」項目もあり、今後地方の維持発展にも寄与する重要な取り組みとなるので是非郵便局にも参加してほしい。

今後の郵政民営化の推進の在り方に対する意見

平成 27 年 7 月 29 日

日本商工会議所

日本商工会議所は、郵政民営化のなかでも特に、ゆうちょ銀行が行う金融業務について、地方創生や地域経済への影響が考えられることから、次のとおり意見を申し述べる。

当所の意見が今後の調査審議の議論の一助となり、最終的により良い企業グループとなるよう心から期待するものである。

1. 地域金融機関の金融仲介機能への影響

報道によれば、ゆうちょ銀行の預入限度見直しが検討されているとのことであるが、これについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。現下のわが国経済の喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないよう、慎重に対応する必要がある。

2. 地域金融機関との協業の一層の強化

郵政民営化に求められる目的は、ゆうちょ銀行と地域金融機関がそれぞれの機能や経営基盤を活かしつつ互いが共存し、地方創生への貢献を果たしていくことである。地銀や信用金庫が設立した地域ファンドにゆうちょ銀行が資金供給を検討する案もその一環と捉えられる。地域金融機関との公正な競争条件を確保したうえで、こうした地域経済の活性化に役立つ取り組みを促す措置を講じる検討を行いつつ、協業の一層の強化を図るべきである。

以上

意見書

平成 27 年 7 月 30 日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 496-8558

住所 愛知県津島市立込町 4 丁目 1 4 4 番地

提出者名

津島商工会議所

会頭 宇佐美 三郎

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

記

商工会議所は、商工業を営む経営者の会員組織として、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的に事業活動を行う地域総合経済団体です。

さて、去る 6 月 26 日に自由民主党が政府に提出した提言によれば、ゆうちょ銀行の預入限度額を現在の 1000 万円から本年 9 月末までに 2000 万円に引き上げ、2 年後までに 3000 万円まで引き上げ、さらに近い将来、限度額を完全に撤廃すべきと結論付けられています。さらに、新規業務として申請中のカードローンや住宅ローンをはじめとした個人、法人向け貸付業務について、上場後、速やかに実施できるよう関係省庁において許可等行うべきである——などの内容が盛り込まれています。

このような、ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げが実施された場合、民間金融機関とりわけ地域金融機関からゆうちょ銀行への預金のシフトは避けられず、さらに、ゆうちょ銀行による貸出業務への新規参入により、地域金融機関の経営基盤の弱体化が懸念されます。このような地域金融機関の弱体化は、地域の中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じる恐れがあるものと思われます。

地域金融システムに悪影響を与えることがないよう、ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げや貸出業務等の新規業務の参入については、慎重に検討して頂くようお願い致します。

以上

平成27年7月30日

郵政民営化委員会事務局 意見募集係 御中

阿寒町商工会

理事 梅崎 明生

日本郵政グループ3社の株式上場に対する意見の件

昨年末、平成27年度内に日本郵政3グループの同時株式上場が発表された。その内容を踏まえた上で、欄記の件に関係した意見を述べさせていただきます。

ゆうちょ銀行の預け入れ限度額の1,000万円とかんぽ生命の契約限度額の引き上げを希望します。

理由としては、私は、北海道釧路市阿寒町に住んでいるが、金融機関としては、釧路信用金庫、阿寒農協(JAバンク)、そして郵便局(ゆうちょ銀行)しかない。

各金融機関のネットワークが薄く、たとえば、都市銀行、地方銀行の支店に用事がある時は、約40km(車で片道1時間弱)かけて、釧路市内に行かなければならない。まして、僻地地区には金融機関はなく、仁木町・布伏内地区には、金融機関は郵便局しかない。

その地区の住民の方々、特に高齢者の方々に

は、車の運転免許証をお持ちでない方もいる。

ゆくり方々の、利便性。今後の事を考慮すると、ゆくり銀行の預け入れ限度額の1,000万円は少し過ぎると考えます。

また、おまほ「生命」の契約の限度額について、ぜひ引き上げていただくことを希望します。

そして、そのことが、他の金融機関との適正な競争をつくりだし、サービスの強化につながるようにしていただくたい。

さらには、株式上場後、株主への支払に上より効率化・株主小生が求められることにより、過疎地にある郵便局が、閉局・廃局にならないよう配慮願いたい。

郵政グループのユニバーサルサービスについて、「量的」には全国約24000局の郵便局があるが、「質的」な面の向上として、

1つは、駐車場のスペース確保をお願いしたい。なぜなら、古くからその地域にある郵便局が多く、建て替えてはいるのだが、利用者が徒歩で来局することを前提とした立地にあるため、五層位の建物を合わせたに合わせた駐車場はあってもスペースが少ないため。

2. 土・日・祝日のラックス等の取扱いについて、対応をお願いしたい。

民営化の前には各局に「ゆりゆり窓口」等があり、「取事」等の急なラックスの発送に応じてくれたが、現在それがなくなり、土・日・祝日の急な対応は規模の大きな郵便局 - 例えは「金沢市本」と、金沢中央郵便局と金沢西郵便局等 - に行かなければならず、片道30分以上をかり、しかもラックスの場合行先に2度並み直すことになり、大変不便です。

ぜひ全局での対応をお願いしたい。

3. 今年5月に「お始め」と関連して、金沢中央郵便局で「送料繁忙 取付促進セット」のご案内をいただきました、受講させていただきました。

今回は親規顧客を獲得するためのDMとして「お始め」と活用した内容のセットで大変参考になりました。今後このお始めセットを数多く開催していただきたい。

以上

ゆうちょ銀行の預入限度額規制の緩和に関する意見書

私たち全国銀行員組合連合会議（全銀連合）は、「地域金融機関の永続的発展がそこに働く者の社会的、経済的地位の向上に繋がる」という見地から産業政策活動に積極的な取り組みを行っています。

さて、私たちは従来から、郵政改革については、「民間金融機関とのイコールフットイングの観点から公正な判断が下されることが重要である」ことを強く主張してきました。

そうした中、6月末に「日本郵政」と「ゆうちょ銀行」・「かんぽ生命保険」のグループ3社が東京証券取引所に株式上場の本申請を行った一方、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分についての道筋は具体的に示されていないことから、結果として、当面は政府関与が残る中において、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない状況が続くものと考えます。

こうした背景の中、今般、自民党「郵政事業に関する特命委員会」において纏められた提言においては、ゆうちょ銀行の預入限度額について、本年9月までに2,000万円、さらにその2年後までに3,000万円に引き上げることを検討すべき旨が示されていますが、暗黙の政府保証が残っていると看做されるを得ない中で、預入限度額の引き上げに関する議論が進められていることは、誠に遺憾であります。

については、民間金融機関との公正な競争条件が確保され、ゆうちょ銀行の肥大化及び地域金融機関の経営や金融仲介機能の阻害に繋がることのないよう、ゆうちょ銀行本来の目的を踏まえた上で、一層慎重な審議を行っていただくことを強く要望します。

以上

意見書

平成27年7月30日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 449-0403

住所 愛知県北設楽郡豊根村

下黒川字藤平2番地

提出者名 豊根村長 伊藤 美

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の審査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

◎ゆうちょ・かんぽの利用額の上限を撤廃してほしい。

理由

- ・ 上限があるため豊根村唯一の金融機関である郵便局を利用したくても利用できない。
- ・ 預金先の分散を避けるために、上限額のない郵便局以外の金融機関を選ばなくてはならない。
- ・ 上限額オーバーとなった場合、わざわざ遠くの銀行まで行かないといけない。
- ・ 限度額引き上げ、ローン、相続など一般の金融機関並みのサービスを提供してほしい。

◎高齢者には、郵便局に出向くこともままならないので、民営化前のように外務員による金融サービスを展開してほしい。

理由

- ・ 豊根村には金融サービスを取り扱う外務員がいません。他の市町村と掛け持ちでは、広い地域を有する豊根村のインフラを維持するのは難しいと思われまます。

意見書

平成27年7月30日

郵政民営化委員会事務局 様

郵便番号 960-1301

住所 福島市飯野町後川110-2 村長 菅野典雄

提出者名 飯館村長

菅野典雄

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

現在、飯館村は福島第1原子力発電の事故により、4年4か月全村避難中であり、長期に及ぶ避難生活で村民の精神的・経済的に追い詰められております、村民に支払れる賠償金も一千万円以上の残高は利息が付かない状況にあります、是非、被災者を助けるべく、「ゆうちょ、かんぽの利用限度額を引き上げ又は、撤廃をしてほしい。」

- ・上限額があるがゆえに賠償金の送金に郵便局を利用したくても利用できない。
- ・預金先の分散をさけるために、上限額のない金融機関を選択しゆうちょ口座に送金（手数料発生）している。
- ・ゆうちょ口座オーバー分については銀行まで赴くことになるが、これが、高齢者になると大変な負担となっている。

【別紙】

今後の民営化推進の在り方に関する意見の提出につきまして

1 郵便局の利便性の向上

郵政事業は7年前に民営化されましたが、民営化に伴いお客様から「郵便局は国営時代よりも使い勝手が悪くなった」という厳しい批判を頂戴したところです。したがって、私どもの悲願は、「郵政事業を、経営形態は変われども、お客様にとって利便性が高く、使い勝手の良い、地域社会に密着したものに戻したい」ということに尽きます。

ところが、限度額があつたり、新規業務が認められない状態のままでは、お客さまは不便を強いられ、民営化によるメリットを享受できません。

2 限度額の引き上げについて

とりわけ、限度額があることによって郵便局が利用できないお客さまの不便を解消することは急務です。

限度額に関するお客さまからの具体的ご指摘は、

- ・ 限度額があるがゆえに郵便局を利用したくても利用できない。また、預金先の分散を避けるために、限度額のない郵便局以外の金融機関の選択を余儀なくされている
- ・ 限度額オーバー分については、わざわざ遠くの銀行まで赴くことになるが、これが、特に高齢者には負担となっている
- ・ 高齢者が年金受取金融機関として郵便局を指定しようとしても、限度額オーバーにより指定できない

などです。

以上のとおり、私どもが限度額引き上げを求める意図は、あくまでお客さまの利便性向上を目指すものであり、ゆうちょ・かんぽが、他の金融機関から預金等を剥ぎ取って、引き上げた限度額一杯まで資金集めをしようとしているものではありません。

3 郵便局の更なる利活用に向けて

郵便局の更なる利活用に向けて、以下、主に「お客さまサービスの観点」及び「郵政事業経営の観点」から意見を提出します。

1) お客さまサービスの観点

お客さまから全国各地の郵便局に数多くの要望が寄せられていますが、次のような要望の実現の有無が、結果的に郵政民営化の成否の分かれ目といっても過言ではないと考えます。

ア) 郵便局もローンや相続相談など一般の金融機関並みのサービスの提供

イ) 高齢者には、郵便局に出向くこともままならないので、民営化前のように外務員による金融サービスの展開。特に、農協や信金・信組の店舗が撤退している地域では、外務員による預貯金等の取扱いが望まれている。

ウ) 過疎化・高齢化が進む地域においては、郵便局が郵政事業のみならず、安心(見守りなど)、安全(防災など)、交流(コミュニティ活動など)の地域の拠点としての活動。

エ) 地方創生への郵便局の活用。例えば、石川県では日本郵便と協定を締結し郵便局長を移住サポーターとして生活相談等に応じています。

2) 郵政事業経営の観点

郵政事業経営の観点からは次のような取り組みや措置が必要であり、同時にこれが経営の安定につながり郵政民営化を成功へと導くものと考えます。

ア) 企業価値の向上、郵便局ネットワークと地方創生

「企業価値の向上」及び「郵便局ネットワークと地方創生」の観点から、例えば、自民党の提言などにあるような取り組みが必要と考えます。

<企業価値の向上>

- ・ 投資信託商品の開発による手数料収入増
- ・ ATMの相互乗り入れや地域ファンドの創設など地域金融機関との協力関係の構築
- ・ 他社との提携による保険新商品の開発・促進

<郵便局ネットワークと地方創生>

- ・ 地域の農協等と提携し地元産品を世界に届ける
- ・ 自治体の代替機能を提供

イ) 会社間取引にかかる消費税の減免

(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険から日本郵便(株)に支払われる1兆円の手数料にかかる消費税は毎年800億円にも及びます。消費税が10%に引き上げられると1,000億円にもなります。

内部取引であれば非課税ですが、これは国の政策により分社化したことにより発生した負担ですので、今後の経営に鑑みて減免すべきものと考えます。

ウ) ユニバーサルサービス確保のための必要な措置

改正郵政民営化法第七条の二において、日本郵政(株)及び日本郵便(株)にはユニバーサルサービスの提供が義務付けられています。一方、政府は同法第七条の三によりこれに対する必要な措置を講ずることとされています。

政府におかれましては、早期にそのために必要な措置を講じていただきたいと考えます。

エ) 誤解の払拭

他金融機関から、イコールフットィングを求める声がありますが、郵政民営化委員会において日本郵政株式会社から既にご説明を差し上げたとおり、2007年下期～2013年度における日本郵政グループの法人税及び預金保険料の納付額は次のとおりであり、条件は他の金融機関と同等にもかかわらず限度額などにおいて規制を受けており、むしろ郵政の方が過大な負担を強いられていると考えます。

法人税、住民税及び事業税	25,125億円
預金保険料	5,418億円
保険契約者保護機構負担金	48億円

(出典:平成26年12月25日の郵政民営化委員会資料)

また、「暗黙の政府保証」があるとの指摘もありますが、政府の国会答弁や郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(24.9.19)においては、暗黙の政府保証などないとしています。

つきましては、こうした誤解を払拭するよう、政府及び郵政民営化委員会におかれましては、更なる情報発信をいただきたい。

(別 紙)

本町は、房総半島の中央部よりやや東に位置し、人口約7,400人の農村地帯に存する自治体である。

本町では、平成10年に人口のピークを迎え、以後減少に転じている。また、高齢化率は平成27年4月で35.2%と非常に高くなっており、今後もさらに高齢化が進むと考えられる。

本町内には郵便局と農協の2つしか金融機関が無く、年金受給者の多くは老後のためにと郵便局で貯金をしているが、年金振込みの限度額オーバーで隣接市町村の銀行までバスで行かねばならず、町民からは非常に不便だという声を聞く。

また、中には現金を自宅においでいる方もおり、防犯上の懸念もある。

改正郵政民営化法では、金融のユニバーサルサービスが義務付けられており、郵便局とそれ以外の金融機関では同等のサービスを提供するべきである。

さらには、地方創生を進めていく上で町内における郵便局が果たす役割は非常に大きくなっている。特に本町では、高齢化が進むなか郵便局と包括連携協定を結び、高齢者の見守りや道路の破損等の報告、災害時の協力などを行っており町民からの信頼も厚い。

このようなことから町民の利便性の向上等に鑑み、ゆうちょ、かんぽの限度額引上げを希望するものである。

意見書

犬商議総発第117号

平成27年7月31日

郵政民営化委員会事務局 御中

〒484-8510

愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太

連絡先 犬山商工会議所

事務局長 奥村 好樹

電話

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

郵政民営化の推進の在り方については、先般、自由民主党から、日本郵政グループ3社の株式上場を視野に、ゆうちょ銀行の預け入れ限度額の引き上げや貸出業務等の新規事業への参入を認めるべきとの内容の提言がなされました。

地域の中小商工業者にとっては、信用金庫等の金融機関は、その融資業務を通じて自らの経営の維持・改善面での支援を受けられる存在であり、その役割に対する期待は、今後益々大きなものとなることが予想されます。

こうした中、ゆうちょ銀行の預け入れ限度額の引き上げが実施されれば、信金を始とした地域金融機関からの預金の流出は避けられず、その結果、地域金融機関の資金調達力の低下などによりその業況を圧迫し、ひいては地域商工業者への資金供給・経営支援機能が低下することが懸念されます。

また、金融面における公正な業務展開は、地域経済の健全な発達にとって、重要な要素の一つと考えられ、郵政グループと地域金融機関にあっては、その機能面において相互補完的、協調的関係を構築することが必要であります。

以上の観点から、ゆうちょ銀行の預け入れ限度額の引き上げや貸出業務等の新規事業への参入については、慎重に検討をして頂きたい。また、地域金融機関と共に、地域創生、地域商工業の発展に寄与できるような郵政グループ事業の創出を検討して頂きたい。

(別紙)

1. ゆうちょ、かんぽの利用額の上限を撤廃してほしい。

(理由)

今の時代にそぐわない。それは、わが町の高齢化率は33.6%であり、人口約21,500人のうち、75歳以上は4,303人である。

高齢者が、将来の不安から、貯金を楽しみにして、こつこつと老後に備えてきました。今、皆さんは年金だけでは生活が出来ないため、貯金を取り崩しながらの生活をしています。老人クラブの旅行や公民館の生涯学習会が唯一の楽しみであります。その限度額で縛りがあるような状況はなくしてもらいたい。

貯金の額は、若い時の個々の勲章であります。上限額は不要です。

2. その他

わが町は、急速な少子高齢化が進み、いわゆる過疎町村です。その中にあって山間部が多く点在しており、郵便局が一番身近で、必要な金融機関であります。しかも、12月中旬から3月末までは、雪の中での生活のため、高齢者の足の確保が非常に難しい状況であります。民営化前のように外務員による金融サービスを復活してもらいたい。

また、町では「高齢者にやさしい町づくり」を進めている中、「会津美里町見守りネットワーク」事業を展開しており、その事業所の中に、配達業務のある郵便局とも協定を締結しております。郵便局が郵政事業のみならず、地域の拠点としての活動を展開すると共に、行政と郵便局が一体となり、安心安全な町づくりの為に貢献してほしい。

意見書

平成27年7月31日

郵政民営化委員会事務局様

郵便番号 301-8611
住所 茨城県龍ケ崎市071
提出者名 龍ケ崎市 中山
連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

私が、市長を務めております龍ケ崎市は、都心へ1時間以内で通勤・通学ができる圏内にありながら、豊かな自然が色濃く残る、都心との程よい距離感の中での都市的快適性と、自然環境の心地よいバランスが保たれたまちです。

市長という立場から、市民のみならず様々なご意見を頂戴しておりますが、郵便局・郵政事業へのご要望も非常に多いと感じております。なかでも、ゆうちょ、かんぽの限度額引上げ、更には撤廃を希望する市民のご意見がたくさん寄せられているのが現状です。

つきましては、郵政民営化委員会におきまして是非とも「ゆうちょ、かんぽの限度額引上げ」を実現させていただきたく、強く希望いたします。

龍ケ崎市も他の地域と同様に高齢化が進むなか、近隣に郵便局しか金融機関がない地域も多くあります。特に年金受給者は、老後のためにと郵便局で貯金をしていて、年金振込のたびに限度額オーバーになるケースも多く、非常に不便だという声をよく耳にします。なかには、限度額オーバーした現金を自宅においているケースもあり、犯罪の被害も受けやすいのではないかと心配しております。

また、政府は地方創生を掲げておりますが、地域において郵便局が果たす役割は非常に大きく、これからも市政と郵便局の連携を深めていきたいと考えているところです。そのためにも、更に活力ある会社になって地域に益々貢献していただかなければなりません。そういった観点からも「限度額の引上げ」については、是非とも実現して欲しいと考えます。

意見書

1. ゆうちょ、かんぽの上限を撤廃して欲しい、又は引き上げて欲しい。

ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の限度額は、長年に亘って1000万円で据え置かれたままで、国民の金融資産の増加状況を鑑みると、国民利用者のニーズに応えられない水準であり、大きく利便性を損なっている。特に山江村においては、JAと郵便局窓口しか利用できない現状となっており、タンス預金者が増えていると聞き、防犯の上でも好ましくない環境にあると考えられる。少子高齢化のこのような状況を踏まえ、上場にあたり当面の間は大幅に（最低でも3千万円）引き上げ、株式売却に応じ限度額を撤廃すべきである。

2. ローン・相続など一般の金融機関並みのサービス提供をして欲しい。

山江村には郵便局が一つしかない。ローン、相続等の金融サービスはJAと山江郵便局の2店舗しか対処できない。郵便局で各種サービスが提供できれば、村民にとって利便性の向上が図られる。是非ともローン等のサービスが提供できるようにして欲しい。

3. 高齢者サービスを展開して欲しい。

山江村においても老人世帯や独居老人も年々増加しており、郵便局も出向くこともままならないので、民営化以前のように外務員による金融サービスを展開して欲しい。また、見守りサービスや買い物支援サービスなど必要になってくると思われる。山江村は情報インフラ設備がケーブルテレビ導入で整っているの、相互の連携で早めに導入してほしい。

以上のことを山江村長として意見するものである。山江村のみならず、過疎化・高齢化等により問題を抱えている地域においては、郵便局に対して上記と同じようなことを期待していると思う。国が推進している「地方創生」には、郵便局の活用も含めてあることを聞いている。是非とも地方の意見として、実現することを求める。

[別紙]

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する意見

1. 基本認識

J P 労組は、改正郵政民営化法のもとで、郵便・金融サービスに関するユニバーサルサービスの責務を担う中でも、極力国の関与を受けず、市場規律のもとで公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスを提供していくことが郵政民営化の推進につながるとの認識です。また、株式上場を行い、政府保有株式の売却により、東日本大震災からの復興財源確保に貢献するという観点も重要だと考えます。

2. 民営化推進に向けたこの間の主な取組状況等

- (1) 日本郵政グループ各社は、内外の環境変化を踏まえながら、①株式上場に向けた準備を行うとともに、②新サービスの開発やアフラックのがん保険の拡大等、安定的な利益の確保に取り組みつつ、③物流ソリューション事業の強化、国際物流事業の拡大、不動産事業の展開等、収益源の多様化をはかっています。
- (2) また、トータル生活サポート企業をめざし、ユニバーサルサービスの着実な実施に取り組むとともに、「みまもりサービス」の拡大検討等、郵便局ブランドを活かした地域密着・生活サポートサービスの展開もはかっている過程にあります。
- (3) 一方、超低金利環境の継続、少子高齢化・過疎化の進展および人材確保の難化等の影響を受けらる中で、増益への転換がはかれずに厳しい状況は続いています。

3. 経営の自主性・健全性の確保が必要不可欠

- (1) J P 労組は、そうした厳しい環境において、ユニバーサルサービスを維持した上で、良質なサービスを提供するとともに、健全な経営推進をはかっていくためには、民間企業として当たり前の経営の自由度を担保していただく必要があると考えます。しかしながら、認可が進まない新商品・サービスがあり、限度額などの上乗せ規制も残存しています。したがって、過剰な規制（新商品・サービスの認可、限度額などの上乗せ規制）の早期撤廃が必要不可欠であると、あらためて主張するものです。
- (2) また、ユニバーサルサービスを提供するためのコストは、事業収益をもって負担するものであるとの理解のもと、J P 労組としても、生産性の向上等に向けて最善を尽くしているところです。しかしながら、そうした自助努力にも限界があるため、従前の主張のとおり、金融2社からの委託手数料に係る消費税の免除について、再度ご検討いただきますようお願いいたします。

以上

「別紙」

意 見

当連盟は、郵政事業グループ会社の退職者等を会員とし、「郵政事業の運営に寄与する」ことを主たる目的として結成された団体であります。

郵政事業は平成19年10月に民営化され、7年10カ月が経過していますが、未だに他の民間金融機関にはない「上乘せ規制」により、経営の自由度が制約されています。この実情を憂い、このたび、意見書を提出することとしました。

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社には、改正郵政民営化法により、郵便、貯金、保険事業にユニバーサルサービスの義務が課されていますが、そのコストについては、国からの補填もなく、全て会社が自ら負担しています。しかも、ゆうちょの預入限度額、かんぽの加入限度額は民営化され7年が経過するも、一千万円のまま据え置かれ、また、新規業務の認可(かんぽの学資保険は商品性の見直しであり、新規業務ではない。)は未だ、下りていません。

民間金融業界は「国が日本郵政株式会社に出資しているため、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険は、全株式を放出しない限り国からの間接出資になるとし、暗黙の政府保証があり、民間との公正な競争条件が整っていない」と言うイコール・フットィング論を主張し、これまで新規業務の認可や預入限度額の撤廃に反対しています。しかし、金融2社の提供する業務には、既に政府保証はなく、他の民間金融機関等と同様に税金や預金保険料等を支払うなど、競争条件として有利性のないことは明らかであります。むしろ、日本郵政及び日本郵便株式会社には郵便の他、金融(貯金・保険)のユニバーサルサービスが課されているというハンデがあり、逆に、他の民間金融機関等に比べて著しく不公平な扱いを受けていると言わざるを得ません。

一方、日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の親子同時上場を控え、日本郵政グループ会社の経営陣は、去る4月1日に平成27年度から29年度までの経営戦略「日本郵政グループ中期経営計画」を公表するなど、これまで企業価値を高めるため懸命の努力をしてきました。

しかしながら、このような制約に手足を縛られた状況下では、投資家に満足されるような成長戦略を描くにも描きようがないのが実態ではないかと思われま

そのため、今年秋の株式の上場を見据え、更なる企業価値の向上を図るため、以下の三項目について、早急な対応をお願いします。

- 1 ゆうちよ及びかんぽの預入（加入）限度額の撤廃又は、限度額を引き上げていただきたい。

現在、「ゆうちよの預入限度額」及び「かんぽの加入限度額」は、それぞれ一千万円と民営化以前の水準に据え置かれた状態ですが、お客様の利便性の向上を考慮すれば、その撤廃又は引き上げは不可欠であると考えます。

- 2 早期に新規業務の認可をしていただきたい。

ゆうちよ銀行は、平成24年9月に「住宅ローン」や「法人向け融資」等の新規業務に参入するため、監督官庁に認可申請をしていますが、申請から3年近く経過した現時点においても、認可は下りていません。

経営の自由度がなければ、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応することも出来ず、その結果、事業基盤の弱体化を招き、事業の存続は難しくなります。その意味で、新規業務はお客様サービスの向上や収益確保をはかる上で必要不可欠であります。1日も早い認可を切望します。

- 3 郵便ネットワークを維持するために必要な政府の措置を明確化し履行していただきたい。

改正郵政民営化法第7条の2で、日本郵政及び日本郵便株式会社に郵便・貯金・保険の三事業のユニバーサルサービスが課され、郵便局で一体的に利用できるよう郵便局ネットワークを維持し、公益性及び地域性が十分発揮されるよう明記されています。そして、同法第7条の3で、政府はこの責務の履行の確保が図られるよう必要な措置を講ずると規定しています。

しかし、同法が施行され、2年10ヵ月が経過する現時点においても、具体的な措置がなされていません。今後、早期に具体的措置内容を明確化し、その確実な履行を切望します。

[様式]

意見書

平成27年7月31日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 491-8501
住所 宮本市野々木2-5-6
宮報
提出者名 中野正余

連絡先



今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

- 市民の立場から下記の意見を述べたい(別紙)
- 郵便物の貯蓄 保費の削減額の拡大
- 地域行政と郵便との連携強化

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

意見書

平成27年 8月 1日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 626-0041

住所 京都府宮津市字鶴賀2054-1

提出者名 宮津商工会議所
会頭 今井一雄

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

地方ではこれから人口減少が進むと見られ、ゆうちょ肥大化で信金の預金確保が難しくなったり、無理な金利レートでかき集めることになれば、借金の経営が一層圧迫されたり、地域の中小企業への貸出に影響が出るおそれがあると、強く警戒しているところです。

については、ゆうちょの預入限度額引き上げが実行されないよう希望します。

意見書

平成27年8月1日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 088-2301

住所 北海道川上郡標茶町旭2丁目5-23

提出者名 標茶町商工会 会長 田中 進

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

① 「住宅ローン」及び「法人向け融資」事業について

標茶町には地域に根ざし、地域の発展をささえている企業や個人事業主が多数あります。そのように志が高く発展も見込まれる中小企業・個人事業主へ、ゆうちょ銀行が他の民間金融機関では取扱っていない、少額融資等の事業拡大を行う意義は非常に大きいと考えます。

そこで「地域を活性化するための融資」を念頭に様々な人・企業が活用しやすい「住宅ローン」及び「法人向け融資」事業について早期に実現してほしいと要望します。

また、経済界に対し「ゆうちょ」をどのように普及させていくのか、市中業務の代理がどれだけできるのか、融資をする際の貸出限度額の設定、融資保障等について様々な意見を取り入れ経済の下支えになれる事業展開を要望します。

② 外務員による金融サービスの展開とゆうちょ、かんぽの利用額の上限撤廃等

標茶町においても過疎化・高齢化は非常に大きな課題であります。都市部と違い、高齢者の多くは郵便局に出向くこともままならないので、民営化前のように外務員による金融サービスの展開が必要であります。

また、「ゆうちょ・かんぽ」には上限があるために上限額オーバー分について、遠くにある金融機関の利用を余儀なくされている高齢者もおります。

自由民主党からの「日本郵政グループ3社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言」（平成27年6月26日）の中に、ゆうちょ銀行の限度額について「国民・利用者の利便性、特に退職者や高齢者、郵便局以外に他の金融機関がない地域のことな

どを考慮すると、限度額1000万円はあまりにも少な過ぎるというのが大方の意見であった。」とあります。また、かんぽ生命の限度額についても「かんぽ生命においては、現在、契約の限度額は基本契約で1000万円、加入4年後に通計部分300万円が上乘せ可能で、最大契約額が1300万円である。この金額についても、万が一の際の本人や遺族の保障には必ずしも十分でなく・・・」とあります。

特に郵便局以外に金融機関がない地域での利便性、万が一の際の補償を確保するためにも、「ゆうちょ・かんぽ」の利用額の上限を撤廃する、あるいは引き上げるように望みます。

競争促進により経済界が活性化すること、地域への金融サービスを向上させること、郵便局ネットワークとユニバーサルサービスを維持すること、そのためにも郵便局自体の経営の健全性を確保することが、今後の郵政民営化を推進するにあたり重要であると考えます。

平成 27 年 8 月 3 日

郵政民営化委員会 御中

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」について

全国生
中央執

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、公平・公正な競争条件が確保されない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

当主張は、平成 22 年 2～3 月に実施した「郵政改革に関する署名活動」（86 万 4,260 名の署名を集約）や平成 23 年 12～翌年 1 月に実施した「民業圧迫につながる郵政改革に『断固反対』する職場決議」（9,623 職場の代表者の署名を集約）等を通じて確認した、民間生命保険会社で働く者の総意に基づくものであり、生命保険産業唯一の産業別労働組合として、仲間の切実な声を背景に、あらゆる機会を通じて意見表明して参りました。

現在、改めて、全加盟組合、全職場における「職場決議」の取組みを展開しているところですが、今般、郵政民営化委員会より、今後の郵政民営化の推進の在り方に関する意見募集がなされたことを受け、下記のとおり、生保労連の意見・要望を表明します。

記

日本郵政が保有するかんぽ生命の株式会社については、完全売却に向けた具体的な計画が未だ示されておらず、よって政府が関与するかんぽ生命と民間会社との公平・公正な競争条件が確保される見通しは全く立っていない状況にあります。

生保労連が本年 5 月に実施した一般消費者を対象としたインターネットによる「郵政民営化に関する国民の意識調査」等においても、いわゆる「暗黙の政府保証」があるという認識が未だ払しょくされていない実態等が明らかとなっています。

また、生保労連が、公平・公正な競争条件の確保の観点、および販売面における影響の観点から「認可申請は認められるべきではない」旨を強く訴えた、かんぽ生命の学資保険の改定に関しては、新たな学資保険が販売された平成 26 年 4 月以降、こども保険マーケットにおいて、かんぽ生命の販売件数が大幅に進展した一方で、民間生命保険会社の販売件数は減少し、マーケットシェアの大部分をかんぽ生命が占める結果となっています。

生保労連では、アンケートによる問題事例収集活動や諸会議を通じて現場の実態把握等に努めておりますが、国の関与があることを理由にかんぽ生命を選択するお客さまは依然として多く、新たな学資保険販売についても、根強いブランドイメージがある中で、不公平な競争条件の下での募集活動を余儀なくされているとの組合員の声が多数寄せられております。

このような状況下にあつて、かんぽ生命の加入限度額の引き上げ等の業務範囲の拡大がなされれば、国の信用力を背景とした事業展開により、公平・公正な競争条件が損なわれ、健全な金融システムの発展を阻害する恐れがあるだけでなく、民間生保で働く者の雇用や生活に甚大な影響を及ぼすことは必至です。

現行では、生保労連 25 万組合員が全国、津々浦々でお客さまに直面でのきめ細やかな対応を行っておりますが、民業圧迫により雇用環境や処遇面が悪化した場合、地域におけるサービス力の低下や地域経済の活力低下が懸念されます。

したがって、日本郵政は、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向け、かんぽ生命の株式の完全売却への道筋を早急に示すとともに、その着実な遂行をはかることで、民間会社との公平・公正な競争条件の確保をはかることが必須かつ先決であると考えます。

以上

(別紙)

(意見)

ゆうちょ銀行が行う金融業務について、地方創生や地域経済への影響が考えられることから、次のとおり意見を申し述べる。

1. ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げに関しては慎重な対応を
現在の経済状況の中で、ゆうちょ銀行の限度額引き上げは民間金融機関の預金獲得競争をもたらし、地域金融機関からの預金流出など地域金融機関が重要な役割を担う中小企業等への金融仲介機能への影響や地方創生支援に悪影響を及ぼしかねない。我が国の目玉施策である中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないように、慎重に対応する必要がある。

2. 日本経済の未来へ向けた検討を
今回のゆうちょ銀行の業務拡大は、国の関与がある中で行われるものであり、地域金融機関との公正な競争条件を揺るがすものである。日本経済の未来にとって、ゆうちょ銀行と地域金融機関がそれぞれの機能や経営基盤を活かしつつ互いが共存し、地方創生への貢献を果たしていくことが最善の方策である。こうした地域経済の活性化に役立つ取り組みを促す措置を講じる検討をお願いしたい。

以上

別紙

今後の郵政民営化の推進の在り方に対する意見

平成27年8月3日
舞鶴商工会議所

舞鶴商工会議所は、郵政民営化のなかでも特に、ゆうちょ銀行が行う金融業務については、地方創生や地域経済への影響が大きいと考えられることから、次のとおり意見を申し述べる。

1. 地域金融機関の金融仲介機能への影響

報道によれば、ゆうちょ銀行の預入限度見直しが検討されているとのことであるが、これについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。

当地においても、定住人口の減少の抑制に向け、安定した雇用の創出を目指し、中小企業の経営基盤強化及び新たなブランド事業の創出・挑戦等に取り組んでおり、一貫した金融支援が必要不可欠であることから地元金融機関が連携し支援を行っている。

これら、中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないよう、慎重に対応する必要がある。

2. 地域金融機関との協業の一層の強化

郵政民営化に求められる目的は、ゆうちょ銀行と地域金融機関がそれぞれの機能や経営基盤を活かしつつ、適正な競争原理のもとに互いが共存し、地方創生への貢献を果たしていくことである。地銀や信用金庫が設立した地域ファンドにゆうちょ銀行が資金供給を検討する案もその一環と捉えられる。地域金融機関との公正な競争条件を確保したうえで、こうした地域経済の活性化に役立つ取り組みを促す措置を講じる検討を行いつつ、協業の一層の強化を図るべきである。

以上

[別紙]

今後の民営化推進の在り方に関する意見

1 簡易郵便局の利便性の向上

簡易郵便局は、一般の直営郵便局と違い、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命との業務委託契約によって、郵便、貯金及び保険の各業務等の窓口サービスを提供している郵便局です。

この簡易郵便局は、現在全国に約4,000局ありますが、直営郵便局、銀行、コンビニなどのない地域に多く設置され、ユニバーサルサービスの担い手として、過疎地や離島などにおけるサービス提供に重要な役割を果たしています。

しかしながら民営化されて以降、銀行業法や保険業法等の適用を受けることになったことから、取扱手続きが複雑化、多様化し、民営化以前に取り扱うことができた多くのサービスが取り扱えなくなったり、取扱いを制限されることになり、地域住民からは「国営時代より使い勝手が悪くなった」と厳しい批判を受けております。

私どもの使命は、「過疎地や離島などの地域において、お客さまが必要とする郵便や貯金等の基本的なサービスを、安心、安全に使い勝手良く提供する」ことです。

限度額があったり、今まで提供できていたサービスが提供できなくなってしまうようでは、お客さまのニーズに応えられず民営化のメリットも享受できません。

2 限度額の引き上げ

限度額があることによって、郵便局が利用できないお客さまの不便を解消することは急務です。特に主として高齢者の多い過疎地や離島を受け持つ簡易郵便局にとっては、切実な問題です。

限度額に関するお客さまからの具体的ご指摘は、

- ・ 限度額があるがゆえに郵便局を利用したくても利用できない。また、預金先の分散を避けるために、限度額のない郵便局以外の金融機関の選択を余儀なくされている。
- ・ 限度額オーバー分については、わざわざ遠くの銀行やコンビニまで赴くことになり、これが、特に高齢者には負担となっている。

などです。

このように私どもが限度額引き上げを求めるのは、あくまでお客さまの利便性向上を目指すものであり、ゆうちょ・かんぽが、他の金融機関から預金を剥ぎ取って、引き上げた限度額一杯まで資金集めをしようとしているものではありません。

3. 国庫金取扱業務の拡大と改善

大部分の簡易郵便局において国庫金の取扱いは、国民年金保険料と交通反則金の受入れに限られ、国税・地方税等の受入れができません。

また、国民年金保険料や交通反則金の受入れも、公社化以前は、ほとんどの簡易郵便局において直接収納できていたのですが、今は3分の2以上の簡易郵便局が、直接収納できない取次局になっています。そのため、お客さまから預かった納付書等を直営郵便局に送付して収納事務を行ってもらうため、払込期日が間近に迫った交通反則金などではトラブルが絶えません。

お客さまサービス向上の観点から、要件を満たす局については国庫金の直接収納が可能となるよう復々託化するとともに、国税等の収納が可能となるよう取扱局の拡大を支援していただきたい。

4. ユニバーサルサービス確保のための必要な措置

改正郵政民営化法第七条の二において、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社にはユニバーサルサービスの提供が義務付けられております。一方、政府は同法第七条の三によりこれに対する必要な措置を講ずることとされています。

取り分け株式上場によって、収支がバランスしにくい過疎地や離島にある簡易郵便局は、経済的利益を求める株主によって整理を迫られることも懸念されます。

つきましては、政府において、早期にそのために必要な措置を講じていただきたい。

5. 誤解の払拭

他金融機関から、イコールフットイングを求める声がありますが、日本郵政株式会社から既に郵政民営化委員会にご説明を差し上げたとおり、2007年下期～2013年度における日本郵政グループの法人税及び預金保険料の納付額は次のとおりであり、条件は他の金融機関と同等にもかかわらず限度額などにおいて規制を受けており、むしろ郵政の方が過大な負担を強いられていると考えます。

法人税、住民税及び事業税	25,125億円
預金保険料	5,418億円
保険契約者保護機構負担金	48億円

(出典:平成26年12月25日の郵政民営化委員会資料)

また、「暗黙の政府保証」があるとの指摘もありますが、政府の国会答弁や郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(24.9.19)においては、暗黙の政府保証などないとしています。

つきましては、こうした誤解を払拭するよう、政府及び郵政民営化委員会におかれましては、更なる情報発信をいただきたい。

以上のような課題に応えられる制度設計を切に希望いたします。

簡易郵便局が、憂慮される過疎地問題から生じる民度の低下を防止しながら、過疎地問題の止揚を目指し、地方創生の一助を担っていただけるようになることが望ましいと考えます。

平成27年8月3日

郵政民営化委員会事務局 御中

全国共済農業協同組合連合会

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」にかかる意見提出

標記の件につきまして、下記により意見させていただきますので、今後の調査審議に際し、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 郵政民営化にかかる現状認識

本会は、郵政民営化の取り組みが、郵政民営化法の基本理念に則って推進され、地域社会の健全な発展につながることを期待し、また、東日本大震災により被災された皆様の復旧・復興支援にこれまで取り組んできた立場から、日本郵政グループの株式処分が円滑に進められ、震災復旧・復興の財源に充てられることも重要であると考えております。

しかしながら、郵政民営化の進捗につきましては、日本郵政グループが平成26年12月に株式上場計画を公表し、本年6月30日に東京証券取引所に上場本申請を行っておりますが、その一連の経過の中で、かんぽ生命の株式完全処分に関する具体的な計画や方向性は未だ示されておらず、同社への政府関与を残す状態となっているものと認識しております。

2. 完全民営化前の業容拡大等に対する懸念

これまで繰り返し主張してきたとおり、かんぽ生命への間接的な政府出資が、政府による後ろ盾があるとの期待と安心感を国民に抱かせ、信頼性の向上に大きく寄与することにより、競合する民間事業者よりも優位に立つ材料となっているとの認識から、かんぽ生命への間接的な政府出資が残存し、完全民営化の計画が明確に示されないままでの業容拡大や限度額引上げは、他の民間事業者の経営に多大な影響を与え、民業圧迫につながる懸念があると考えております。

昨今、かんぼ生命の限度額引上げをめぐる動きが報道されておりますが、現在の環境下において政府が拙速に限度額引上げを決定することは、改正郵政民営化法の附帯決議において「当面は引き上げないこと。引き上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること」とされていることに反することとなり、容認できるものではありません。

なお、金融担当大臣および総務大臣が、本件調査審議の要請において、「日本郵政グループの企業価値向上を通じて上場の成功を確実なものとしていくことが重要」としていることについては、新規業務の実施や限度額拡大ではなく、組織・業務のさらなる合理化・効率化の取り組み等、現状の業務範囲内で企業価値向上を図ることも可能と考えます。

3. 今後の調査審議への期待・要望

J A 共済とかんぼ生命は、これまで、地方・農村を含めた全国各地において、それぞれの使命・役割を果たしながら、生活保障サービスを提供してまいりました。

また、J A グループは、政府方針を受け、農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた自己改革や法改正による大きな制度変更への対応にグループをあげて取り組んでいるところです。

そのような中、郵政民営化の推進にあたり、他の民間事業者との公平な競争条件が確保されていない状態のまま業容拡大・限度額引上げが行われた場合、地方・農村において一定の役割を果たしてきた農業協同組合の経営および取り組みに大きな影響を及ぼす懸念があると考えます。

郵政民営化法は、郵政民営化について、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるもの」としています。郵政民営化委員会におかれましては、この郵政民営化法の基本理念に則り、以上のような事情を十分にご配慮のうえ、慎重かつ十分な審議・検討を行っていただきますよう強く希望いたします。

以 上

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」について

2015年8月3日
一般社団法人 生命保険協会

当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていくこと、および震災復興の財源への充当という政策課題への対応の観点から、今後予定されている日本郵政グループの上場が成功裏に遂行され、かんぽ生命の完全民営化が着実に進められることが重要であると考えます。

一方、当会は、かんぽ生命の限度額の引き上げを含めた業務範囲の拡大を行うにあたっては、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」や、拡大する業務の内容等を踏まえた「適切な態勢整備」が必要である旨、繰り返し主張してまいりました。

今般、郵政民営化委員会より「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」が行われたことを受け、以下のとおり、当会の考え方を表明いたします。

1. 日本郵政グループの企業価値向上に向けて

郵政民営化を推進するにあたっては、日本郵政グループと民間生命保険会社が対立構造に陥るのではなく、双方の得意分野（強み）を認識し、適切に補完しあうことが重要であると考えます。こうした相互補完の関係を構築することによって、日本郵政グループと民間生命保険会社は互いの経営資源を無駄なく活用することができ、国民経済的な観点からも意義の有ることと考えます。更に、全国の消費者の多様なご要望にお応えすることが可能となり、中長期的な消費者利益の実現、健全な生命保険市場の発展へと繋がっていくものと認識しております。

具体的には、日本郵政グループの強みは、全国約2万4千局にわたる郵便局ネットワーク、および当該ネットワークを通じた地域住民の方々との密接な接点にあり、消費者にとっても、全国津々浦々に郵便局が存在し、郵便・貯金・保険といった生活に不可欠な取引をワンストップで活用できるという点で大きな利便性があるものと考えます。

また、かんぽ生命がこれまで取り扱ってきた保険商品は、専門の医師等による診査を必要としない簡易な手続きで一定範囲を保障するものであり、かんぽ生命として求められる態勢整備はその範囲に限られます。消費者に対しても、広く一定の安心を簡易にお届けできるという特徴を有しているものと認識しております。

これら日本郵政グループが有する強み・特徴を活かしながら、日本郵政グループの企業

価値を更に向上させていくためには、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた多様な商品・サービス、それらの運用・管理に必要なインフラ（態勢）を提携関係によって活用していくことが肝要であると考えます。

例えば、かんぽ生命が、保障額の大きな法人向け商品等を自らが引き受けて販売する場合、リスク管理や顧客保護等の観点から、新たに相応の態勢を整備する必要があります。一方で、民間生命保険会社との提携により、かんぽ生命や郵便局が代理店として保険を販売する場合には、かんぽ生命における商品開発や管理コスト、引受・支払等に係る追加の態勢整備を必要とせず、保険販売に係る最小限の態勢整備によって、消費者の多様なニーズに対応した商品が提供できるとともに、フィービジネスとして収益力の向上を図ることが可能となります。

民間生命保険会社としても、生命保険に特化した22万名を超える営業職員や9万店を超える代理店、インターネット取引等、複数の販売チャネルによって全国をカバーする体制を構築しているものの、ライフスタイルが多様化する消費者との接点確保などの点において、郵便局ネットワークは、様々なサービスの提供を模索するうえで、多くの可能性を秘めたチャネルと考えられます。

そうした観点から、今まさに日本郵政グループと民間生命保険会社との提携関係は、広く・深く進められてきており、今後も地域住民の利便性向上や、マーケットのニーズ等に応じた多様な取組みが展開されていくものと考えております。

当会といたしましては、これらの取り組みを着実に一步一步前進させていくことが、日本郵政グループの企業価値向上、更には地方創生・活性化につながっていくものと考えております。

2. 生命保険市場の健全な発展に向けて

日本郵政グループの企業価値向上の実現にあたっては、市場競争を歪めることのないよう、同種の業務を営む事業者との間に「公正な競争条件を確保すること」が大前提であると考えております。

平成27年6月、自由民主党より「日本郵政グループ3社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言」が公表され、その中で検討事項として掲げられた、かんぽ生命の限度額の引き上げを含めた業務範囲の拡大については、当会として、生命保険市場の健全な発展を大きく損ねるものとして、以下の理由により到底容認できない、ということをあらためて申し上げます。

一般に金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また、完全民営化に向けた道筋さえも示されない状況においては「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、公正な競争条件が確保されない懸念があります。

昨年4月より、かんぽ生命では新たな商品(学資保険)の販売が開始されておりますが、当会は「公正な競争条件の確保」の観点から、当該商品改定に関する認可申請に対し、強く反対と主張してまいりました。学資保険については、民間生命保険会社も新商品を投入する等、厳しい競争関係にあるマーケットですが、かんぽ生命の新商品が発売開始となった平成26年度の販売件数は、民間生命保険会社の全社合計が約35万件であるのに対し、かんぽ生命は1社で約67万件と発売前の約4倍と大きな伸展となっております。この結果が表すように、かんぽ生命は極めて大きな競争力を有しており、民間生命保険会社にとって、かんぽ生命の動向は大きな脅威となります。

かんぽ生命の株式処分については、郵政民営化法では、「日本郵政はかんぽ生命の株式の全ての処分を目指し、できる限り早期に処分すること」とされ、改正郵政民営化法の附帯決議においても、「日本郵政がかんぽ生命の株式の処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること」とされております。

日本郵政は、かんぽ生命の株式完全処分に向けた適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組みを示した上で実行し、民間生命保険会社との「公正な競争条件」の実現を図るべきです。

また、民間生命保険会社では、リスク管理および顧客保護の観点から、一定額以上の高額な保険契約を引き受ける際には医師の診査等を必要とし、専門的な見地から医的な選択を実施する等、業務の内容や規模に応じた適切な態勢を整備しております。

かんぽ生命においても、限度額の引き上げを含めた業務範囲の拡大を行うにあたっては、公正な競争条件が確保されたうえで、その内容や規模に応じた適切な態勢が整備される必要があります。

郵政民営化法では、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが基本理念として掲げられており、改正郵政民営化法の附帯決議においては「限度額の水準については、法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げない」ことが示されております。

郵政民営化委員会においては、これらの経緯および当会の意見を踏まえ、今後の郵政民営化の推進の在り方について、公正・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な調査審議を行っていただくことを強く希望いたします。

以上

[様式]

意見書

平成27年8月3日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 170-0012

住所

東京都豊島区上池袋2-34-2

提出者名

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員会

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

1、金融難民を生み出した郵政民営化

郵政における民営・分社化は、郵便局を通じて行う郵政三事業を「営利優先」へと大きく変貌させました。小口で個人の基礎的金融サービスに限定されていた郵便貯金サービスが、総合的な銀行サービスとなり、業務が複雑化し簡易郵便局の閉鎖が拡大しているのが現実です。

銀行は、この間の合併などで店舗を減少させ、都市銀行や信用金庫・信用組合、さらに農協・漁協も統廃合や組織改変をすすめてきました。このように規制緩和が著しい金融分野では、収益につながらない店舗の撤退が当然のように拡大され、「郵便局しか金融窓口がない地域」が全国に生まれるなど国民の金融サービスを受ける権利が後退しています。

特定郵便局や簡易郵便局が設置されているところは、そもそも、民間銀行が進出していないところです。郵便局の金融サービスは、小口個人の郵便貯金などに限定した上で三事業を兼営することで、コストを抑えて経営を成り立たせてきました。銀行代理店としての業務を行なうために、これまで以上のコストがかかれば、撤退が合理的経営判断となります。現実に、簡易郵便局が閉鎖に追い込まれている実態は、郵政民営化が抱える重大な矛

盾の一つであり、金融のユニバーサルサービスの解体を加速させかねない問題となりつつあります。

2、金融サービスの低下

(1) 利用者負担の増加とサービス低下

民営化された2007年10月1日を機に、各種手数料が値上されました。免除されていた印紙税負担分を利用者に転嫁するため、例えば1万円以下の振込手数料（窓口払い込み）は100円だったものが2007年10月から120円になりました。定額小為替の発行手数料は10円から100円と10倍もアップしました。東京大田区では、戸籍の郵送申請が年間約10万3000件ありますが、そのための対応に費やす「必要経費が年約630万円も増える」事態となりました。

(2) 簡易郵便局の廃止やATM（現金自動預払機）の撤去

貯金の引き出しや預託にとって、金融窓口端末の減少も重大です。郵便局以外の国・公立病院や市・村役場と出張所、デパート、コンビニ、駅や大学構内などに設置されているATMも、「年間35,000件以上の利用」を設置維持の基準とし、その条件を満たさない現金自動預払機が一方向的に撤去される事態もうまれました。

簡易郵便局の閉鎖も相次いでいます。郵政公社が発足した2004年4月時点では4501局、2007年10月の郵政民営化時点では4299局、2015年6月末現在では4052局と大幅に減少しています。こうした簡易郵便局の廃止・一時閉鎖は、公共料金の払い込みや年金や預金の引き出しの場を利用者から奪いました。

(3) 「総合担務」の廃止

民営・分社化により、郵便外務職員が郵便、貯金、保険の三事業すべての仕事をこなす「総合担務」が廃止されました。このため、郵便配達員に貯金などを預けることはできなくなりました。「お金を貯金しようにも郵便局にいけない」というお年寄りから困惑の声があがり、金融サービスから隔絶された人が増えています。

3、リスク商品販売中心の事業運営

(1) うすれゆく「国民の福祉の増進」

ゆうちょ銀行は、民営化に伴う新規業務として、クレジットカード、変額個人年金保険の代理販売、個人向けローン業務などを行い、投資信託販売については、「営業目標」の名目でノルマが課せられています。

(2) 元本割れなど事故が多発

投資信託や変額保険などの販売は、専門企業である証券会社が扱っても顧客からのクレ

ームが多く、多くの事案で直接販売した職員や銀行を被告とする裁判が争われています。リスク商品は、いずれも元本割れの危険性を持つため、余裕資金のある資産家に適合する商品とされています。そのため、顧客自身にも、リスク商品を扱う覚悟と経験が求められています。

ゆうちょ銀行の利用者は、全体として小口資金で、安心安定貯蓄を信頼してきています。その郵便貯金利用者を対象にして、リスク商品販売を大規模に行おうとすることは、結局、従来の小口客をリスクの犠牲にすることになります。

4、郵政グループ会社の株式上場申請に当たって

(1) 守られるべき金融のユニバーサルサービス

①参議院付帯決議の第1項では、「国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。」となっています。

②改正郵政民営化法では、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して、これまでの郵便業務に加え、預金・保険の基本的サービスも郵便局において一体的に提供する責務を課すとしている。このため、(i)日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、(ii)郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な發揮、(iii)政府が郵政事業に係る基本的役割の確保のために必要な措置を講ずることを規定する。」となっていますが、金融のユニバーサルサービスは、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命には法的に義務付けられていません。

③日本郵政グループ会社は、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出しています。ユニバーサルサービスコストは、税による補填が妥当との見解もありますが、現行は、金融2社からの業務委託手数料によってこうしたコストが実質的に補てんされています。金融2社の株式上場は、金融2社の株主からの業務委託手数料引き下げ圧力が強まってくることが予想されることから、金融ユニバーサルサービスの低下が懸念されます。

(2) 株式上場に対する意見

①国会審議でも明らかなように、金融2社の株式処分については、金融2社の経営判断やその後の経営見通し、金融ユニバーサルサービス確保の見通し、株式市場の動向、政府

による日本郵政株式会社の株式処分の動向、日本郵政株式会社や日本郵便株式会社の経営状況、などが考慮されなければなりません。

現在、日本郵政株式会社は営業収益の大半を金融2社の配当金に依存しています。また、日本郵便株式会社は、金融窓口事業の営業収益の80%以上を金融2社からの委託業務手数料で得ています。金融2社の上場は、日本郵政及び日本郵便が法律で義務付けられているユニバーサルサービスの確保に大きな影響を与えることとなります。

また、東京証券取引所も「持株会社の日本郵政については、グループの収益の大半を金融子会社2社が占めていながら、将来的には金融子会社2社がグループを離脱する」「どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要で」「子会社の価格が決まらないと持株会社の価格をつけにくい」と、懸念を表明しています。

したがって、日本郵政グループの中核的子会社である金融2社の上場は、金融ユニバーサルサービスの確保の観点からも投資家の観点からも行うべきでないと考えます。

②日本では、郵便事業の創業(1971年)以来、郵便物集配の拠点である郵便局を全国津々浦々に設置するとともに、その局舎を活用して、金融サービスを低コストで広く国民に提供してきました。また、郵便事業の有する人的、物的な資源を郵便事業だけでなく、金融サービス事業に活用することでシナジー効果を発揮し、国民経済の発展に大きく寄与してきました。

西欧諸国においても、郵便事業が金融サービス事業を包含して運営されてきたことから、郵便事業と金融サービスの一体提供は経済合理性を有することは明らかです。

金融2社の株式上場は、まず第1に、金融2社の個別上場によって引き起こされる事業分断によるシナジー効果の低下によって、国民の財産である日本郵政グループ全体の企業価値が毀損させられることが懸念されます。現在、持ち株会社である日本郵政株式会社の下で、金融2社は、窓口業務を担う日本郵便株式会社と協力して、日本郵政グループ全体の事業発展のために経営を行っていますが、金融2社の個別上場によって、今後、こうした協調、協力関係が分断されることが懸念されます。また、日本郵便株式会社への業務委託手数料を巡って、親会社日本郵政株式会社と金融2社との利益相反が引き起こされることも危惧されます。

第2に、金融2社の上場が、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に課されている金融ユニバーサルサービスにマイナスの影響を与えることも懸念されます。

人口減少等を背景に、地域金融機関の再編統合が進んでいますが、こうした統廃合による地域の金融窓口の減少がもたらす、地域経済への負の影響が懸念されています。こうした中、全国的なネットワークを有する日本郵政グループの金融ユニバーサルサービスは、地方再生に寄与するものと期待されています。こうした点からも金融2社の株式上場は行

うべきでないと考えます。

③少なくとも、日本郵政は金融2社の株式を50%以上もたないと、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の経営は成り立たないことが明らかとなっています。100%上場は、日本郵政事業にありえないことであり、金融2社の株式上場を、「全て処分することを目指す」とされ、「できる限り早期に処分する」とされている法律を見直すべきです。

④日本郵政グループは、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出しています。現在、ユニバーサルサービスコストは金融2社からの業務委託手数料によって維持されていますが、ユニバーサルサービスについては単にコストを負担させるということにとどまらず、ユニバーサルサービスを確保するための制度的保障が必要です。

⑤採算がとれないため民間(特に全国ネットの銀行等)金融機関がない地方(市町村)や経費節減のためATM等の機械による取扱いのみとされていた地域での郵便局を存続し、人による対面サービスは効率性を理由に廃止されるべきでないと考えます。

5、ゆうちょ・かんぽの限度額引き上げについて

(1) 自民党の提言は、「ゆうちょ銀行の現在1千万円の限度額を今年9月末までに2千万円とし、2年後までに3千万円に引き上げ、将来的に撤廃する。かんぽ生命の加入限度額は1300万円から2千万円にする。」となっています。しかし、郵便貯金は、1千万円以下の小口預金だけを対象に、零細な国民の貯蓄をまもることを目的とした国営の事業として出発してきました。ゆうちょ銀行のもとでも国民はいつでも、どこにでも、低料金でのサービスが受けられるユニバーサルサービスの確保を求めています。

ゆうちょは、小口で個人を主な対象とする簡易で確実な貯蓄手段であることを再確認して、引き続き、預入限度額は1,000万円とすべきだと考えます。また、かんぽ生命の加入限度額も同様に現行水準にとどめるべきだと考えます。

(2) 国民生活にとって金融のユニバーサルサービスは不可欠なものです。郵政民営化委員会においては、その維持のための制度のありかたについて、ゆうちょ・かんぽの限度額引き上げだけでなく、多面的な観点から議論していただくことを要望します。

[様式]

意見書

平成27年8月×日

郵政民営化委員会事務局 宛
御中

郵便番号 088-1892

住所 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

提出者名 浜中町長 松本 博

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

- 1 過疎地においては、郵便局が唯一の金融機関である場合もあります。また、上限額があるがゆえに郵便局を利用したくても利用できない住民もいらっしゃいます。したがって、ゆうちょ、かんぽの利用上限額の撤廃もしくは、引き上げを望みます。
- 2 過疎地・高齢化が進む地域においては郵便局の持つインフラとしての機能の活用が必要です。
郵便局が郵政事業だけでなく、安心、安全の地域の拠点としての活動の展開をを
図っていただくことを求めます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

意見書

平成 27 年 8 月 4 日

郵政民営化委員会
委員長 増田 寛也 殿

〒896-8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

提出者

いちき串木野市長 田畑 誠一

TEL

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、下記のとおり意見を提出します。

記

1. ゆうちょ、かんぽの限度額を撤廃して戴きたい。

本市に於ける高齢者の老後資金の現状を考えると、自己の蓄え等が 1,000 万円では十分な生活はできず、郵便局以外に金融機関のない地域では、預入限度額をオーバーした市民は、遠くの金融機関に足を運ばなければならず、車を持たない高齢者を中心に大きな負担を強いられている。

本市には、9 局の郵便局が、過疎地域を中心に展開されており、老後資金を近くの郵便局で気軽に出し入れし、市民生活の利便性の向上が図れますよう、郵便局のゆうちょ、かんぽの限度額を撤廃して戴きたい。

2. 郵便局の経営の自由度を高め、健全経営により過疎地の郵便局を閉鎖させないで戴きたい。

本市に於きましても、過疎地に所在する J A 支所や銀行代理店が閉鎖されるなど、採算の取れない金融機関は次々と撤退しており、採算の取れない郵便局まで閉鎖されると、市民生活に大きな支障をきたしてしまいます。

住宅ローンの取扱いや限度額の撤廃など、郵便局の経営の自由度を高めて、経営を健全化し、過疎地の郵便局が閉鎖されることのないようにして戴きたい。

3. 年金配達等の金融部門の高齢者サービスを展開して戴きたい。

本市に於きましても、年々、過疎化、高齢化が進んでおり、本市内に点在する郵便局を活用した、年金配達等の金融部門の高齢者サービスに取組んで戴くと、市民生活の利便性の向上につながるものとする。

今後、制度等の改善を行い、高齢者サービスへの取組みを強化して戴きたい。

以上、いちき串木野市長として意見を表明するものであるが、このことは、過疎地を抱えている他の市町村についても、同様の要望があると思う。

国が推進している「地方創生」を推進するためにも、高次元の郵便局の利活用をご検討戴きたい。

平成27年8月4日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 6 2 3 - 0 0 1 6
住 所 京都府綾部市西町1丁目
提出者名 綾部商工会議所
会 頭 塩田展康
連絡先 [REDACTED]

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見書を提出します。

[提案意見]

ゆうちょ銀行の預入限度見直しが検討されているとのことではありますが、これについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ本地域における唯一の信用金庫においては、預金シフトは避けられず、それに伴い資金調達力の低下、顧客基盤の流出による地域金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼすことにもなりかねません。

地域経済の健全な発展のためには、安定的な金融システムが不可欠であり、ゆうちょ銀行と地域金融機関がそれぞれの機能や経営基盤を活かしつつ互いが共存し、地方創生への貢献を果たしていけるよう慎重なる検討を行っていただきたく提言いたします。



今後の郵政民営化の推進の在り方についての意見

在日米国商工会議所（ACGJ）は、今後の郵政民営化の推進の在り方について郵政民営化委員会に意見を表明できる機会を歓迎いたします。また、政策決定のプロセスの透明性を確保するための日本政府の取組みに感謝いたします。

ACGJ はこれまで、郵政改革を進めるにあたっては、日本郵政グループと民間金融機関との間に対等な競争環境が確保されることが前提となるべきと主張してまいりました。

郵政民営化のプロセスにおいて、規制の緩和を行う際、つまりゆうちょ銀行およびかんぽ生命が新規業務を行う際には、事前に郵政民営化委員会による審議を経て、内閣総理大臣および総務大臣による認可を得なければならないと法律上規定されています（郵政民営化法 19 条、110 条、138 条など）。この法的義務は日本郵政株式会社が保有するゆうちょ銀行、かんぽ生命それぞれの株式の 2 分の 1 以上を処分するまで適用されます（同法 110 条の 2、138 条の 2）。

ACGJ は郵政が民営化されるべきかどうかについて特定の立場をとりませんが、上記に述べた法的義務や、日本政府が郵政民営化の推進を決定したことなどを踏まえ、日本郵政グループが株式取引所への上場を決定したことを支持します。日本郵政グループの株式上場の成功は日本経済の成長に大きく貢献すると考えます。日本郵政グループの業務拡大については、現行の法的義務を前提に、民営化の進展に応じて行われなければなりません。

一方で、郵便局における民間金融機関の商品販売は、対等な競争環境において日本郵政グループが民間企業と建設的に連携し、消費者の利便性向上および選択肢拡大のために郵便局ネットワークを有効に活用する事例として評価し、さらなる拡大を期待しております。

ACGJ は、日本郵政グループと民間企業との間における対等な競争環境の確保に向けて、今後も日本政府と建設的な対話を続けていく所存です。

平成27年8月4日

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 郵政民営化の目的と推進の在り方

- 郵政改革の本来の目的は、「国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すこと」です。
ゆうちょ銀行の業務の在り方を含め、今後の郵政民営化の推進の在り方の検討は、郵政民営化法の基本理念に則り、この本来の目的に沿って進められなければならないと考えます。
- ゆうちょ銀行の巨大な経営基盤は、過去に官業として市場の埒外で肥大化してきた結果、構築されたものです。ゆうちょ銀行は依然としてその巨大な規模を維持し続けており、その資金運用の行動は金融市場や金融システムに多大な影響を及ぼす恐れがあるほか、民間金融機関として、適切なリスクコントロールを行うことが極めて難しいと言えます。
このような状況を踏まえれば、まずその規模を適正なものへと縮小していくことが必要かつ不可欠です。
- 今後、日本郵政株式会社及び金融2社の一部株式の売却・上場が行われる予定ですが、これを経てもなお、日本郵政株式会社の株式の大半を政府が保有し、ゆうちょ銀行の株式の大半を日本郵政株式会社が保有し続ける状況は変わりません。これは、依然としてゆうちょ銀行には実質的な政府関与が強く残り続けることを意味し、引き続き国民の意識の中にいわゆる「暗黙の政府保証」が残っていることから、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えません。
- また、今後の郵政民営化の推進の在り方を検討する際には、「ゆうちょ銀行が地域金融システム・地域社会の健全な発展や金融市場に与える影響」を十分に勘案する必要があると考えます。(2. 参照)
- ゆうちょ銀行を含む日本郵政グループの株式上場は国家として極めて重要な課題です。この上場の成功にはゆうちょ銀行の企業価値の向上が必要であり、このためには民間金融機関といたずらに対立して企業価値を毀損するのではなく、「ゆうちょ銀行を既存の民間金融システムの中いかに円滑に融和していくか」という観点を踏まえ、ゆうちょ銀行の特性を活かした今後の業務の在り方(ビジネスモデル)について前向きに議論を進めていくことが重要であると考えています。(3. 参照)

2. 地域経済・地域金融システムへの影響

- 地域金融機関の最も重要な役割は、地域の中小企業や個人に対する金融仲介機能を十分に発揮することによって地域の発展に貢献していくことです。

信用金庫を含む地域金融機関は、これまで貸出業務等を通じて地域に安定的かつ円滑な資金供給を行うとともに、長年培ってきた事業評価や顧客支援の能力等を活かし、地方公共団体・各地域の中小企業団体等と連携・協力しながら地域活性化に積極的に取り組んでまいりました。

- 政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等でも、地域金融機関の事業評価や顧客支援等に関する知見に期待し、地域金融機関に対して、産官学労金の十分な連携のもと、地方創生の取組みに積極的に参加するよう要請されており、信用金庫も積極的に取り組んでいるところです。

- 地域の発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠です。

人口減少が経済面、金融面での重要課題とされていることを踏まえれば、地域経済・地域金融システムにとって、ゆうちょ銀行が、地域金融機関といたずらに対立して地域金融システム全体の弱体化につながるようなビジネスモデルを採用するのではなく、民間金融機関と連携して地域に貢献するような役割を果たしていくことが意義深いと考えられます。

- 最近自民党が提言を行ったゆうちょ銀行の預入限度額引上げ問題については、仮に巨額な経営基盤や暗黙の政府保証を持つゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられた場合には、過去の例から見ても民間金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトが生じる可能性が高いと考えます。今後、人口減少や高齢化の進展に伴い、地方ほど預金の減少が進むことが見込まれる中での資金シフトは、民間金融機関の活力を減退させ、結果として地域における金融仲介機能の低下をもたらすと同時に、地域金融機関の地域活性化の取組みを阻害することになります。ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げは、地域金融システムの混乱を招いて地域経済に悪影響を与え、政府が進める「成長戦略」や「地方創生」の推進力を大きく毀損して国民経済にもマイナスとなりますので、断じて容認することはできません。

- 更に、平成24年の改正郵政民営化法成立時の附帯決議、ゆうちょ銀行の肥大化に伴う資金運用リスクのさらなる増大の懸念、地域金融機関とゆうちょ銀行との円滑な連携の必要性等を踏まえれば、ゆうちょ銀行の預入限度額等は当面棚上げすべきと考えます。

3. ゆうちょ銀行の今後のビジネスモデル、地域金融機関との連携

- ゆうちょ銀行の今後のビジネスモデルを検討するにあたっては、公正な競争条件の確保はもとより、地域金融システム・地域社会の健全な発展への影響や金融市場に与える影響を十分に勘案するとともに、ゆうちょ銀行を既存の民間金融システムの中にいかに円滑に融和していくかという観点を踏まえ、建設的に議論を進める必要があります。
- また、日本郵政グループの株式上場を成功させていくことは重要な課題ですが、企業価値向上のためには、短視的ではなく、「将来の金融システムにおけるゆうちょ銀行だからこそ担うことができる役割は何か」といった視点からビジネスモデルを検討していくことが有益であると考えています。
- 具体的な検討にあたっては以下の点に留意が必要であり、貸出業務に参入するのではなく、ゆうちょ銀行が中期経営計画で定めるとおり、これまで機関投資家として培ってきた能力を活かして債券運用・株式投資等に関する運用戦略の更なる高度化を図るとともに、地域金融機関と連携したビジネスモデルを構築することなどにより、地域活性化や地方創生に貢献できるような方法を模索すべきです。
 - 与信能力を習得するためには、人員の配置・資質の確保、貸出業務に関するノウハウ、事務・システムの整備等を含めて膨大なコスト・時間がかかり、一朝一夕に充実できるものではありません。仮に膨大なコスト・時間をかけて貸出業務に参入しても、ゆうちょ銀行の経営リスクが高まるだけです。
 - 加えて、ゆうちょ銀行が貸出業務に参入すれば、更なる金利競争を招くことによって、地域金融機関の活力を阻害し、地域金融システム全体を混乱させる恐れが大きいと考えます。
- 地域金融機関との連携の例としては、地域金融機関と協調した地方創生のためのファンドの設立・運営、ATMネットワークの活用等が考えられます。例えば、民間金融機関だけではリスクを取ることが難しい資金ニーズ（地域の中小企業に対する超長期資金等の供給、大型の投資案件等）に対し、ゆうちょ銀行がこれまで培ってきた機関投資家としての機能を活かして資本・リスクマネーの供給に努め、民間金融機関が事業評価能力等を活かした貸出を行う—といった役割分担に徹することにより、一層の円滑な資金供給が可能になれば、地域活性化や地方創生について高い効果が期待できるものと思われます。そのほかでは、ビジネスマッチングの共催や地域の高齢者の見守りサービスの協力等も不可能ではありません。
- 今後、地域金融機関との前向きな協議を通じて、双方にとって利益となり、地域にとって、さらには国民経済にとって最良な連携の在り方を見出していくことが望ましいと考えます。

以上

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する意見について

1. 郵政民営化における基本的な考え方

郵政民営化法第一条では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との基本的な考え方が示されており、また、同法第二条では、郵政民営化は「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」との基本理念が示されています。その実現のためには、市場規律の下における公正かつ自由な競争を促進し、民間事業者と日本郵政グループによって多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要であると考えます。

2. 本意見書の前提となる昨今の状況変化

今回の意見募集は、「株式上場により、新たな株主の登場と、経営に対する市場規律の浸透を通じて、郵政民営化が新たな局面を迎える」ことを踏まえ、今後の郵政民営化の推進の在り方について改めて検討を行うことが目的とされています。

今般予定されている株式上場は、郵政民営化を着実に推進していく上で欠かすことのできない重要なステップであり、金融界としてもその成功に向けて尽力すべき課題と認識しております。加えて、復興財源確保法では、株式の売却代金が東日本大震災からの復興財源として財政的にも期待されており、株式上場の成功を確実なものとしてべく企業価値の向上を図っていくことの重要性が以前にも増して高まっていると認識しております。

3. 株式上場の成功に向けたゆうちょ銀行の在り方についての意見

① ゆうちょ銀行自身の成長戦略の着実な実行

株式会社ゆうちょ銀行（以下、ゆうちょ銀行）の株式上場の成功を確実なものとしてゆくには、何よりも、ゆうちょ銀行自身が、その成長戦略を着実に実行するということを、新たな株主や市場に対してしっかりと示してゆく必要があります。

2015年4月に公表された「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」(以下、中期経営計画)では、「最も身近で信頼される銀行」「本邦最大級の機関投資家」というゆうちょ銀行の目指す姿が示され、資産運用商品の販売、ATM事業、クレジットカード事業等を通じた「役務手数料の拡大」や、適切なりスク管理の

下での「運用の高度化や多様化」を推進することとされています。また、『日本再興戦略』改訂2015では、「投資家ニーズに適う良質な商品の販売において郵便局ネットワークが一層活用されることを期待する」とされています。

これらは、ゆうちょ銀行が現在の市場環境や「貯蓄から投資へ」といった流れを踏まえて、すでに取扱いが可能な業務領域において企業価値の向上に向けた取り組みを進めるものと理解しております。我々民間金融機関としても、こうしたゆうちょ銀行の取り組みは、株式上場の成功に向けて望ましい方向にあると認識しております。

② 公正な競争条件の下での民間金融機関との協調・連携

郵政民営化を国民生活の向上や国民経済の健全な発展に繋げていくためには、ゆうちょ銀行と民間金融機関が互いに切磋琢磨していくことに加え、それぞれの機能や経営基盤を活かしつつ連携・協調することで、お客さまの幅広いニーズに応えていくことが重要です。

これまでも、ゆうちょ銀行の全銀ネットへの接続や、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間のATM相互接続等の取り組みを通じ、お客さまの利便性向上を実現してきたほか、シンジケート・ローン（参加型）の取扱いなど、ゆうちょ銀行の運用手段の多様化に向けた取り組みに関しても、連携を進めてまいりました。

今後もさらなる連携・協調を進めることで、お客さまの一層の利便性向上を実現していくことが可能であると考えます。具体的には、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間のATM事業における連携拡大や、すでに発表されている顧客向け運用商品の開発等における連携・協調のほか、地域経済の活性化に資するファンドを共同で組成すること等も検討していくことができると考えられます。また日本郵便株式会社（以下、日本郵便）との関係において、民間金融機関による郵便局ネットワークの活用等も検討できると考えられます。

これらは、ゆうちょ銀行や日本郵政グループのビジネスの拡大、即ち企業価値の向上に資する取り組みであるとともに、わが国の成長戦略や地方創生への貢献にもつながるものと考えられます。

なお、こうした取り組みを進めていくためには、ゆうちょ銀行と民間金融機関との信頼関係の構築が重要であり、公正な競争条件を確保することが不可欠であることは言うまでもありません。

③ 規模縮小を通じた適切なリスクコントロール

ゆうちょ銀行は、中期経営計画において、コーポレートガバナンスやリスク管理態勢の強化など、上場企業としての強靱な経営態勢の構築についても同時に取り組むことと

しており、我々も賛同するところであります。ただ、資産運用戦略の高度化等の成長戦略を着実に実現していくためには、こうした取り組みに加え、ゆうちょ銀行の規模を縮小していくことも不可欠です。

ゆうちょ銀行は、現時点においても、引き続き巨大な規模を有しており、定額貯金による調達と国債による運用という偏重した構造に伴う金利リスクを抱えています。さらに、その規模ゆえに自らの行動が市場に大きな影響を及ぼすため、機動的な資産運用が困難であるなどの問題もあります。上場企業としての企業価値向上の観点からも、適切なリスクコントロールを行いうる規模への縮小を図る必要があります。

④ 日本郵便との取引に係る透明性の確保

銀行法では他業禁止規制が課されていますが、郵政民営化法では、銀行持株会社である日本郵政株式会社は異業種を営む日本郵便を子会社とすることが特例として認められています。異業種のリスク混入を防止し金融システムの安定を確保する観点から、ゆうちょ銀行と日本郵便との取引に係る透明性を確保することが重要です。

4. 今後の郵政民営化推進の在り方

目下の最重要課題である「企業価値の向上を通じた株式上場の成功」に向けて、ゆうちょ銀行は前述の4点を含め、そのビジネスモデルを早期に確立していくことが必要であると考えます。したがって、その推進への大きな障害となる預入限度額引き上げや相対による貸付け業務への参入については、認められるべきではありません。

我々といたしましては、公正な競争条件の下で、ゆうちょ銀行と民間金融機関が、国民生活の向上に向けてよりよい形で切磋琢磨し、また連携・協調しながら共存し、わが国の金融市場そして各地域も含めた国民経済の健全な発展に大いに繋がる将来像が描かれることを切に希望いたします。

以 上

平成 27 年 8 月 4 日

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 郵政民営化に対する基本的な考え方

郵政民営化法は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」ことを目的に、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念として定めています。

この趣旨を踏まえ、全国地方銀行協会は、昨年 10 月、郵政民営化委員会の意見募集に対し、郵政民営化に対する基本的な考え方として、①公正な競争条件の確保、②適正な経営規模への縮小、③地域との共存、④利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張しました。

日本郵政グループが、上記の基本的な考え方を踏まえ、収益力の強化とともに、経営の透明性を高めて市場との対話の充実を図り、企業価値を向上させていくことが株式上場を確実に成功させるために重要であると認識しています。

2. 株式上場に向けた企業価値向上のための意見

(郵便局ネットワークの活用)

ゆうちょ銀行は、全国の郵便局ネットワークを有していることが最大の強みであると考えます。地域の金融システム、地域社会の健全な発展、金融市場に与える影響等を十分に勘案したうえで、郵便局ネットワークという経営資源を最大限に活用して、自らの企業価値を高めるビジネスモデルを構築することが期待されます。

例えばネットワークを活用し、「貯蓄から投資へ」の流れに即した投資型商品の販売などにより役務収益の増加を図ることは企業価値向上に資するものと考えます。

(資金運用の高度化)

ゆうちょ銀行は中期経営計画で、「本邦最大級の機関投資家」として、適切なリスク管理態勢の下で、国際分散投資の加速等運用の多様化、高度化を推進し、安定的収益を確保していくとしています。

ただし、ゆうちょ銀行のバランスシートは、現状でも巨大な規模です。このため、その運用方針はマーケットに大きな影響を与えるなど一般の機関投資家とは全く違う面を有しており、適正な経営規模への縮小が重要です。この意味で預入限度額の引上げは、企業価値向上という目的に反するものである点に留意する必要があります。

(リスク管理態勢の構築)

ゆうちょ銀行の資金調達を中心である定額貯金は、通常の定期預金による調達に比べ金利

上昇局面において預け替えが発生し、より早く高い金利に置き換わります。ゆうちょ銀行は、そうした資金調達によるわが国最大の貯金規模の大宗を国債等有価証券で運用しており、ゆうちょ銀行の事業モデルは巨大な金利リスクを内包しています。中期経営計画においてリスク管理態勢の充実に取り組むこととしていますが、マーケットに対してそのリスク量を適切にディスタローズすることが株式価値に対するリスクプレミアムを減らすこととなります。

(経費の削減)

ゆうちょ銀行は、日本郵便に業務委託手数料を支払うこととなっていますが、その算出根拠を明確にし、公表するなど透明性を確保するとともに、コスト構造の見直しを図るなど、できるだけ経費を削減することが重要と考えます。

(ガバナンスの強化)

ゆうちょ銀行は中期経営計画において、コーポレートガバナンス態勢の更なる高度化に取り組むこととしています。今後、上場企業として経営トップの経営方針が組織全体に徹底されるよう、経営体制の強化が必要と考えます。

3. 今後の郵政民営化の推進の在り方について

地方銀行は、これまでも地域のお客さまの利便性向上のために、個別行の経営判断として、ゆうちょ銀行との間でATMの相互利用や、ゆうちょ銀行ATM利用時の顧客手数料の無料化などを行ってきました。今後も地域社会の活性化のため、日本郵政グループとともに貢献できる分野で、協調できるところは協調することで、お客さまの幅広いニーズに応えていきたいと考えています。

しかし、ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げや、個人、法人向け貸付業務など新規業務への参入は、これまで地方銀行が主張してきたことに反する動きであり、地域金融機関の金融仲介機能に悪影響を与えるほか、地方創生への取り組みに逆行し、具体的な協調の実現が困難になる可能性があると考えます。

郵政民営化委員会におかれましては、郵政民営化法の基本理念に則り、ゆうちょ銀行の企業価値向上に真に必要な経営の在り方について公平かつ適正に審議、検討されることを強く希望いたします。

以上

(別紙)

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

平成27年8月4日
J A バ ン ク
J F マ リ ン バ ン ク
農 林 中 央 金 庫

J Aバンク・J Fマリンバンクは、郵政改革について、政府による日本郵政株式会社を通じたゆうちょ銀行株式の保有が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながることから、預入限度額の引上げや個人向け貸出業務の実施等の新規業務への参入を行わないよう要望してまいりました。

株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）については、今後一部株式の上場・売却が行われることが見込まれますが、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋ははまだ示されておりません。このため、上場後も、政府による日本郵政株式会社を通じたゆうちょ銀行株式の保有が継続することとなり、引き続き他の民間業者との間で競争条件の公平性が確保されない状況が続くこととなります。

こうした状況の下でのゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや、住宅ローン等の新規業務への参入は、改正郵政民営化法の附帯決議に反しており、認められるべきではありません。

なお、ゆうちょ銀行の巨大な規模は国営時代から続く公的信用を背景に築かれたものであり、ゆうちょ銀行を民間金融市場に融和させるには、政府関与を無くすとともに、適切なリスクコントロールが可能な水準までその規模を縮小させることが必要です。

仮に競争条件の公平性が確保されない中でゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられれば、民間金融機関からゆうちょ銀行への大規模な資金シフトが発生することが懸念されます。

こうした資金シフトは、J Aバンク・J Fマリンバンク等の地域金融機関の経営に甚大な影響を与えるものであり、地域の金融システムの不安定化を通じて地方経済・地域社会に大きなマイナスをもたらし、現下の重要課題である「地方創生」を逆行させるものとなります。

J Aバンク・J Fマリンバンクは、都市部だけでなく日本全国の農山漁村に広く店舗を展開し、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて地域社会・経済を支えており、郵便局も、全国ネットワークを通じて各地域において幅広いサービスを提供して

います。こうした中、これまでもATM提携や、一部地域のJA・JFによる簡易局業務の受託等、郵便局とJA・JFがネットワークの補完を行ってきた事例が存在します。今後も、地域の事業者・住民のニーズに応えるべく、郵便局とJA・JFが連携していく分野は確実に存在し、そうした連携・協調は地域社会の維持・発展に資するものと考えられます。

しかし、競争条件の公平性が確保されないまま、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられることになれば、資金シフトを巡る現場での競争激化を引き起こし、連携を進めていくことは困難になります。

郵政民営化委員会におかれては、ゆうちょ銀行の業務範囲を検討されるにあたっては、郵政民営化の基本理念に則り、民業を不当に圧迫する事態を生じさせないことに十分配慮いただき、JAバンク・JFマリンバンクなど民間の地域金融機関との共存・連携を可能とするような環境整備に向けた審議・検討を進めていただくよう強く要望いたします。

以上

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する意見について

1. 基本的な考え方

郵政民営化の目的は、将来的な国民負担の発生懸念を減ずると同時に、民間市場への資金還流を行うことにより国民経済の健全な発展を促すことであると考えております。また、郵政民営化によりゆうちょ銀行と民間金融機関とが一層連携・協調することでお客さまへ多様なサービスが提供できるようになることや、株式上場に伴う売却代金が震災からの復興財源として活用されることが期待されていることなどから、郵政民営化の推進は日本経済にとって、大変重要な課題であると認識しております。

上記のような郵政民営化の目的や重要性に鑑み、今般予定されている株式上場は、その成功を確実なものとするべく、私どもも尽力すべき課題であると考えております。

このような認識を踏まえ、以下の2点について改めて意見を提出させていただきます。

2. 郵政民営化の推進の在り方に関する意見

① 公正な競争条件の下での民間金融機関との連携

郵政民営化をその目的に沿い、推進していくためには、ゆうちょ銀行と民間金融機関とが互いの経営基盤や機能を有効に活用し、連携・協調することが必要です。特に、資産運用の高度化等の金融機能の強化といったわが国の成長戦略や地方創生への貢献につなげるためには、これまで進めてきた連携・協調のための取り組みを一層強化し、地域との共存を実現することでお客さまの利便性を高めることが重要となります。

一方で、民間金融機関とゆうちょ銀行とが協力し、有効な連携・協調体制を構築するためには、前提として公正な競争条件が担保され、対等な立場において互いに議論を進める必要があると考えております。

② 市場リスクの低減

前述のような成長戦略の実現のためには、ゆうちょ銀行が有する巨額の資金にかかる市場リスクの低減が必要であると考えております。現在の定額貯金による調達と国債による運用は大きな金利リスクを抱えると同時に、巨額の資金の移動は市場への影響が大きいことから、機動的な資産運用が困難になっております。ゆうちょ銀行の民営化に際しては、調達した資金の資産運用戦略の高度化や、日本経済への影響力を勘案した上でのリスク管理能力の確立等が求められます。

そのためにも、ゆうちょ銀行の経営は適切なリスク管理を自ら行うことのできる範囲に限り、中期経営計画にも定められている、強靱な経営体制の構築を優先するべきであると考えます。

3. 今後の郵政民営化の推進に向けての期待

郵政民営化の推進にあたってとりわけ重要なことは、ゆうちょ銀行と民間金融機関とが連携・協調し、地方創生や成長戦略の実現に貢献することであり、今般予定されている株式上場についても、実現に向けてできる限りの尽力をしまいたいと考えております。

一方で、連携・協調にあたっては前述の2点にご配慮いただきたいと考えております。特に公正な競争条件の担保や適切なリスク管理といった課題に逆行する、政府関与が残っている状況における預入限度額引き上げ等については、従来から申し上げている通り、認められるべきではないと考えます。

今後もゆうちょ銀行と私ども民間金融機関との間で議論を深め、よりよい形で連携・協調することで、わが国の金融市場の健全な発展と長期的な国益に結びつくことを心から祈念しております。

以 上

平成27年8月4日

今後の郵政民営化の在り方について

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 基本的な考え方

郵貯改革の本来の目的は、肥大化した郵貯事業を縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことと理解しております。

また、郵政民営化を進めるにあたっては、郵政民営化法に示されている「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」との基本理念を十分に踏まえる必要があります。

こうした認識の下、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、バランスシートの規模の縮小、公平な競争条件の確保、利用者保護の徹底、金融システムの安定、民間金融システムへの融和がきわめて重要であると考えます。

2. ゆうちょ銀行の株式上場に向けての意見

(1) ゆうちょ銀行の株式上場について

昨年12月26日、日本郵政グループの株式上場に向けた方針が公表されました。今回の意見募集は「株式上場により、新たな株主の登場と、経営に対する市場規律の浸透を通じて、郵政民営化が新たな局面を迎える」にあたり、今後の郵政民営化の推進の在り方を幅広く検討していくためのものとされています。

ゆうちょ銀行株式上場は、郵政民営化の重要なワン・ステップとしてのみならず、震災復興財源確保の観点から国民経済的にも、その成功を確実なものとしていくことが強く期待されているところであります。

株式上場を成功させるためには、ゆうちょ銀行自身が、完全民営化に向けた具体的な道筋と将来の姿を示し、企業価値向上への取組みについて市場や国民の理解と評価を得ることが、必要不可欠であると考えます。

(2) 中期経営計画について

本年4月に公表された「日本郵政グループの中期経営計画」の中では、「最も身近で信頼される銀行」、「本邦最大級の機関投資家」というゆうちょ銀行の目指すべき姿が示されており、適切なリスク管理の下での国際分散投資などによる資金運用の高度化と、郵便局ネットワークを活用した投資信託等の預り資産の拡大や、ATM提携などの役務手数料の拡大により、収益増強を図るとしています。

このような中期経営計画の取組みは、企業価値の向上に資するものと理解しており、とりわけ資産運用の高度化等は適切な施策と認識しております。

しかしながら、ゆうちょ銀行の資産規模は巨大であるため、その運用方針は金融市場全体に大きな影響を与える可能性があります。また、リスクが顕在化した場合の影響は甚大となるため、適切な規模に縮小していくことが、金融システムの安定のためにも、またゆうちょ銀行の経営の健全性確保の観点からも不可欠であると考えます。

(3) コーポレートガバナンス態勢について

日本郵政グループは、ゆうちょ銀行等の4社間において、資本関係や業務委託関係を有しており、2万4千局にわたる郵便局ネットワークを通じて業務展開しています。したがって、上場後は多数の株主に加え、多様なステークホルダーを抱えることになるため、グループ各社のコーポレートガバナンス態勢を一層強化し、健全性と収益性を備えた安定的な経営を行っていくことが重要であると考えます。

またゆうちょ銀行については、利用者保護の徹底のため内部管理態勢を強化するとともに、リスク管理の観点からも日本郵便との業務委託手数料等に係る取引の透明性を確保することが必要であると考えます。

3. 民間金融機関との連携について

私どもはこれまでも、ゆうちょ銀行との間でATMの相互利用等を通じ、顧客利便の向上を図ってきましたが、公平な競争条件の確保を前提に、ゆうちょ銀行と地域金融機関が、それぞれの機能と経営基盤を活かして、顧客利便性の向上や地域経済の発展に資する連携・協調、共存共

業の在り方について検討を深めていくことは、郵政民営化の基本理念にも適い、またゆうちょ銀行の民間金融システムへの融和の観点からも意義あるものと考えます。

今後は地域の実情や各行の経営判断により、地方創生のためのファンドへの共同出資や、顧客利便を高めるATMの共同利用拡充、代理店方式によるゆうちょ銀行ネットワークの活用など、それぞれの特性に応じた役割分担による具体的な方策を検討していくことも可能と考えます。

こうしたゆうちょ銀行と地域金融機関との連携・協調の進展は、顧客利便の向上や、政府や私どもが現下の地域経済の最重要課題として取り組んでいる「地方創生」の実現に資するばかりでなく、ゆうちょ銀行の企業価値向上を通じて、その株式上場にも資するものと考えます。

なお、こうした取組みは、公平な競争条件の確保が前提であり、ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げや相対による貸付業務への参入など新たな競合・対立を生じかねない措置は、ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調に水をさすものであり、顧客利便の向上や地方創生の推進の観点のみならず、ゆうちょ銀行の企業価値向上の観点からも、認められるべきではないと考えます。

4. 今後の検討について

最後に、今後の郵政民営化の在り方については、私ども民間金融機関の意見や郵政民営化法の基本理念を踏まえ、国民経済的観点から深度ある検討が行われることを切に希望いたします。

以 上

平成27年8月4日

一般社団法人全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する意見について

1. 郵政民営化の基本的な考え方

郵政民営化における基本的な考え方は、郵政民営化法（以下「民営化法」という。）において示されているように「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との考えのもとで、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」とこととされております。

郵政民営化は、今後ともこの民営化法の基本理念に沿って進められるべきであると考えます。

2. 郵政グループの株式上場等について

日本郵政株式会社及び金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）は、今秋にも上場・一部株式の売却が行われる予定であると承知しております。

日本郵政グループの株式上場等は、郵政民営化への道筋をつける上で重要なステップであると認識しており、株式上場等の成功を確実なものとする必要があると考えております。そのためには、企業価値の向上等に向けた取組みなど新たなビジネスモデルの構築が前提となり、その構築にあたっては、民営化法の基本理念に則り、地域の金融システムや金融市場への影響を十分に考慮することが必要であると考えております。

また、日本郵政グループの株式上場等の実現後においても、現在の枠組みでは、株式の保有を通じて、政府の影響力が存置されることとなります。これは、ゆうちょ銀行に実質的な「政府保証」が残っているものであり、民間金融機関と公正な競争条件が確保されない状況が今後も続くものと考えています。

3. ゆうちょ銀行の預入限度額引上げと新規業務参入について

民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中での、預入限度額引上げや新規貸出業務等への参入は、ゆうちょ銀行への預金シフトや融資の肩代りを招き、信用組合など地域金融機関の経営や地域の金融システムに重大な影響を与えるとともに、ひいては信用組合の貸出先の大宗を占める小規模事業者等への円滑な資金供給に支障を生じさせるおそれがあります。

信用組合業界としてもこの役割を、地元の自治体と連携しながら、政府が進める「地方創生」や「地域の活性化」に積極的に取組んで参る所存ですが、このようなことになれば、これらの取組みにも悪影響を与えることとなります。

4. ゆうちょ銀行との協調・連携について

信用組合業界としても、今後、ゆうちょ銀行とは協調や連携を図っていききたいと考えております。

具体的な協調・連携の方策としては、地方創生のためのファンドを共同で設立・運営することや、中小企業に対するシンジケート・ローンを通じた協調融資、また、高齢者支援業務などが考えられます。

一方、民間金融機関との間で、公正な競争条件が確保されない中でのゆうちょ銀行の預入限度額引上げや新規貸出業務への参入は時期尚早であり、また、円滑な協調・連携関係を築くうえでの信頼関係を損ねることになると考えます。

5. 郵政民営化の進め方について

郵政民営化の進め方の基本は、民営化法の基本的な考え方に基づき、地域の金融システムや金融市場への影響を十分に考慮するとともに、地域や地域金融機関と共存・協調しつつ、利用者の利便性向上や地域の活性化に貢献していくことにあると考えます。

平成 27 年 8 月 4 日

郵政民営化委員会事務局

奈良県桜井市川合 260-2

桜井市商工会

会長 卜部 能尚

ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ等に関する意見

平成 27 年 7 月 14 日付けで意見募集がありました「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」の件について、当会の意見は、以下のとおりです。

○地域の中小企業や個人の健全な発展のためには、安定的な地域金融システムが不可欠であります。今後の郵政民営化に関する検討を行うにあたっては、地域金融システムに悪影響を与えることのないよう、特にゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや新規業務の参入等については、慎重に検討を行っていただきたい。

○ゆうちょ銀行は、投資銀行業務や、民間金融機関と協調したビジネスモデルの構築などにより、地域に貢献できる方法を検討すべきである。

以上

[様式]

意見書

平成27年8月4日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 926-0802

住所 石川県七尾市三島町70番地1

提出者名 七尾商工会議所

会頭 大林 重治

連絡先



今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

各方面で指摘されている通り、ゆうちょ銀行の預入限度額引き上げ等は、地域民間金融機関の金融仲介機能の低下を招き、ひいては当所を含めた地方小都市会議所会員企業への円滑な資金供給を縮小させる可能性があります。また、それは、金融仲介機能のみならず、地域民間金融機関の営業拠点(営業店・出張所等)の縮小・撤退等により、会員企業への金融サービスそのものが縮小されることで、利用者(会員企業含む)への利便性が損なわれるという懸念を抱いております。

そもそも地方小都市会議所の現状として、廃業や後継者不在等による会員数の減少は顕著であり、小規模事業者への資金仲介機能、金融サービスの低下は事業継続に支障をきたすに留まらず、地方創生の一つとして国が推し進めている創業促進への壁ともなりうるものです。さらに、すでに当地域においても中小企業への金融サービスを縮小する金融機関の動きも窺えます。今後、ゆうちょ銀行預入限度額引き上げ等が実施される事によって、地域民間金融機関が生き残りのため、一層の効率化・経営のスリム化を推し進め、営業拠点の撤退、金融サービスの手数料引上げ等が実施されることにより、地域中小企業(会議所会員)への金融(仲介)機能、金融サービスに悪影響が出ると考えられます。

以上によって、当所としては、会員企業への影響を鑑みて慎重な検討を望むところであります。

意見書

平成27年8月4日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 100-0005

住所 東京都千代田区丸の内2-5-1

提出者名 東京商工会議所

会頭 三村 明夫

連絡先

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

記

1. 地域金融機関の金融仲介機能への影響

報道によれば、ゆうちょ銀行の預入限度見直しが検討されているとのことであるが、これについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。現下のわが国経済の喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないよう、慎重に対応する必要がある。

2. 地域金融機関との協業の一層の強化

郵政民営化に求められる目的は、ゆうちょ銀行と地域金融機関がそれぞれの機能や経営基盤を活かしつつ互いが共存し、地方創生への貢献を果たしていくことである。地銀や信用金庫が設立した地域ファンドにゆうちょ銀行が資金供給を検討する案もその一環と捉えられる。地域金融機関との公正な競争条件を確保したうえで、こうした地域経済の活性化に役立つ取り組みを促す措置を講じる検討を行いつつ、協業の一層の強化を図るべきである。

以上